

# 令和 7(2025)年度 退職金等に関する実態調査報告書

令和 8 (2026) 年 1 月



公益財団法人  
私立大学退職金財団

## 目 次

令和 7(2025)年度退職金等に関する実態調査の報告について	1
調査の概要	2
調査結果における用語及び表示・区分	3
調査結果	6
Q 1 教職員の当財団への登録状況	7
Q 2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合	8
Q 3 定年年齢	11
Q 4 (1) 定年退職後の継続雇用制度	17
(2) 継続雇用制度の種類	20
(3) 継続雇用制度適用者に対する退職金	22
Q 5 高年齢者就業確保措置の対応状況	23
Q 6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間	27
Q 7 退職金の算定方法	29
Q 8 退職金の算定基礎額	31
Q 9 退職金の支給率の基準	33
Q 10 退職金の加算制度	35
Q 11 選択定年制度	39
Q 12 早期退職優遇制度	42
Q 13 非正規教職員への退職金の支給状況	46
(参考) 令和 7(2025)年度 退職金等に関する実態調査票	48

## 令和 7(2025)年度退職金等に関する実態調査の報告について

本調査は、当財団の定款第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査及び研究として、全ての維持会員を対象に実施しました。平成 16(2004)年度から毎年度実施し、今年度で 22 年度目となりました。

各維持会員におかれては、業務ご多忙の中にもかかわらず、例年と同じく全ての維持会員 (587 会員) からご回答をいただきました。私立大学等における退職金制度等の実態や動向を把握する上で貴重な情報となりました。

維持会員の皆様には、調査にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度の調査は、継続して調査を行っている項目を中心に、令和 3 (2021) 年度から引き続き「高年齢者就業確保措置」についてお伺いしました。

また、経営者層が関心を持つと考えられる点として、退職金の加算制度、選択定年制度、早期退職優遇制度、非正規教職員への退職金の支給状況についてお伺いしました。継続して調査を行っている項目の一部について、お伺いする趣旨はそのままに回答項目を見直しました。

調査結果の集計に当たっては、「教員」と「職員」に区分するとともに、質問項目、内容により「大学法人」と「短大法人等」に区分しています。また、大学法人については、医学部又は歯学部を設置している法人と、それ以外の法人に区分しています。

一部の調査項目については、地域や規模区分 (入学定員数) 別に結果を示し、さらに、過去の調査結果 (令和 2(2020)年度) を表示し、比較いただけるようにしています。

なお、本調査報告書につきましては、電子ファイル (PDF 形式) のみにより報告をさせていただきます。

維持会員をはじめ、学校法人等の関係者の皆様には、本調査報告書をご活用いただければ幸いです。

令和 8 (2026) 年 1 月

## 調査の概要

### ○ 調査目的

定款第4条第1項第2号に定める「学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査及び研究」の実施及び退職資金交付事業の改善・充実

(参考) 公益財団法人私立大学退職金財団 定款(抜粋)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 私立大学等を設置する学校法人が、当該私立大学等に常時勤務する長、教員及び事務職員並びにその他の職員(以下「教職員」という。)又は教職員の遺族に対して支給する退職金に必要な資金(以下「退職資金」という。)の交付
- (2) 学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査及び研究

### ○ 調査要領

【調査対象】	私立大学退職金財団の維持会員である学校法人
【調査対象数】	587 会員(令和7(2025)年4月1日時点での全維持会員)
【調査期間】	令和7年9月16日～10月17日
【調査項目】	48 ページ参照
【調査方法】	インターネット
【回答率】	100%
【集計単位】	維持会員数(ただし、Q1、Q13については教職員数)

## 調査結果における用語及び表示・区分

### ○ 用語について

- (1)「維持会員」とは、私立の大学及び短期大学、専門職大学及び専門職短期大学並びに高等専門学校を設置する学校法人で、当財団に加入している学校法人を指す。本文中、グラフ及び表では「会員」と表記する。
- (2)「大学法人」とは、調査回答において「大学、大学院大学、専門職大学を設置している」とした学校法人とする。その中で、医学部及び歯学部を設置していない大学法人を「大学法人（医歯を除く）」と表記し、医学部又は歯学部を設置している大学法人を「大学法人（医歯）」と表記する。  
また、「短大法人等」とは、調査回答において「短期大学、専門職短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学、専門職大学を設置していない）」とした学校法人とする。
- (3)「教員」、「職員」とは、学校法人が大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校若しくは法人本部に所属する教員又は職員として任用している者を指す。また「教職員」とは、教員と職員の双方を指す。
- (4)「退職金」とは、退職金支給規程等に基づき、教職員の退職時に一括して支払う退職一時金（金銭）を指す。
- (5)「退職給与引当金」（Q2）とは、学校法人の教職員への退職金支給に必要となる債務に対して、会計基準に従って令和6(2024)年度決算における貸借対照表の負債の部に計上した引当金（表示科目）を指す。
- (6)「退職給与引当特定資産」（Q2）とは、維持会員の令和6(2024)年度決算における貸借対照表に記載されている退職給与引当金に対応した退職給与引当特定資産（退職給与引当特定預金等で退職金支給に限定されている資産全体）を指す。
- (7)「ポイント制」（Q7）とは、業績・成果・貢献度・勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間ごとに付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に1点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金額とする制度を指す。

### ○ 表示・区分について

- (1)表及びグラフ中の構成割合（パーセント）は、小数第2位を四捨五入しており、その合計は必ずしも100%になるとは限らない。また、「100%」と「0%」は、小数点以下を表記していない。
- (2)グラフ中の数値は、原則として、その中で回答割合が大きいものを表記している（他の区分との比較等のため、表記することが適当であると判断したものについては、回答割合が小さくても表記している。）。

(3) 維持会員の規模区分（入学定員数）については、維持会員基本事項において回答いただいた入学定員数により、次のとおり区分している。

なお、学生募集を停止している会員は、その他に区分し、Q2 及び Q3 における規模区分（入学定員数）別の集計には含んでいない。

入学定員数	大学法人	短大法人等	合計
100人未満	22	19	41
(100人以上) 200人未満	43	34	77
(200人以上) 300人未満	64	17	81
(300人以上) 400人未満	66	6	72
(400人以上) 500人未満	45	3	48
(500人以上) 600人未満	39	/	39
(600人以上) 800人未満	55		55
(800人以上) 1,000人未満	26		26
(1,000人以上) 1,500人未満	44		44
(1,500人以上) 3,000人未満	65		65
3,000人以上	32		32
その他	1		6
合計	502	85	587

(4) 「Q3 定年年齢」において集計している地域区分（16 ページ）については、「令和 6 年度文部科学大臣所轄学校法人一覧（文部科学省 Web サイト）」の法人所在地により、次のとおり区分している。

地域区分	該当都道府県	会員数
北海道	北海道	23
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	33
北関東	茨城 栃木 群馬	17
南関東	埼玉 千葉 神奈川	55
東京	東京	143
甲信越	新潟 山梨 長野	24
北陸	富山 石川 福井	10
東海	岐阜 静岡 愛知 三重	63
京都・大阪	京都 大阪	76
近畿	滋賀 兵庫 奈良 和歌山	41
中国	鳥取 島根 岡山 広島 山口	30
四国	徳島 香川 愛媛 高知	13
九州・沖縄	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	59



# 令和 7（2025）年度退職金等に関する実態調査

## 調 査 結 果

## Q1 教職員の当財団への登録状況

維持会員である学校法人に勤務する教職員のうち、各学校法人の退職金支給規程等に基づき退職金の支給対象となる教職員（大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校又は法人本部に所属する者で、休職者を含む。高校以下に所属する者は除く。）の人数は、令和7(2025)年5月1日現在で202,498人だった。

このうち、当財団に登録している教職員数は130,796人（64.6%）だった。

グラフ Q1 教職員の当財団への登録状況（教職員の人数）

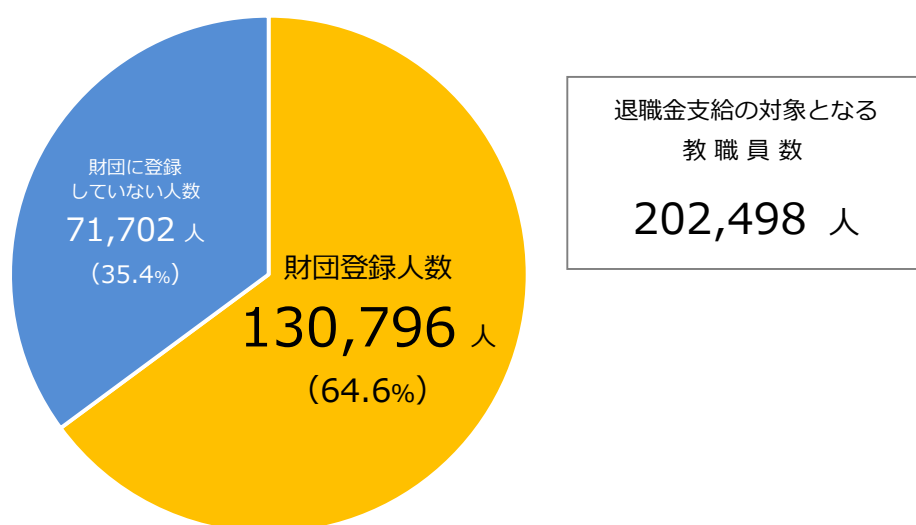


表 Q1 教職員の当財団への登録状況

区分		教 員		職 員		教職員合計	
		人 数	登録割合	人 数	登録割合	人 数	登録割合
大学法人 (医歯を除く)	退職金支給対象者数	57,533	95.3%	38,829	94.3%	96,362	94.9%
	財団登録者数	54,844		36,600		91,444	
大学法人 (医歯)	退職金支給対象者数	29,978	69.5%	73,831	22.2%	103,809	35.8%
	財団登録者数	20,829		16,362		37,191	
短大法人等	退職金支給対象者数	1,295	95.0%	1,032	90.2%	2,327	92.9%
	財団登録者数	1,230		931		2,161	
合 計	退職金支給対象者数	88,806	86.6%	113,692	47.4%	202,498	64.6%
	財団登録者数	76,903		53,893		130,796	

(注)「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の施行に伴い、非正規職員を退職金支給の対象とした場合、当該非正規職員は退職金を支給する対象となる教職員から除外している。

## Q2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合

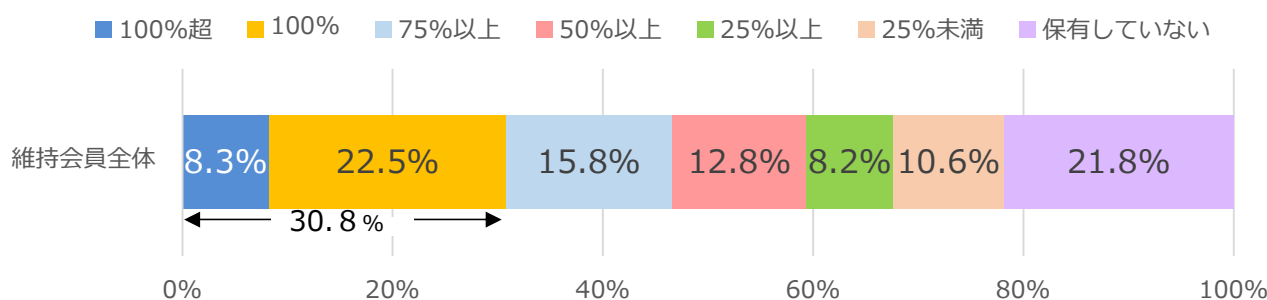
令和6(2024)年度決算における退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合は、100%以上保有している会員が181会員(30.8%)で、昨年度より1会員増加した。

保有していない会員は、128会員(21.8%)で、昨年度より1会員減少した。

入学定員が300人未満の会員は、約5割の会員が保有割合25%未満だった。また、100人未満の会員は保有していない会員が4割を超えている。

一方で、3,000人以上の会員では100%以上保有している会員が5割を超えている。

グラフ Q2-1 退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）



グラフ Q2-2 学校法人種別ごとの退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）

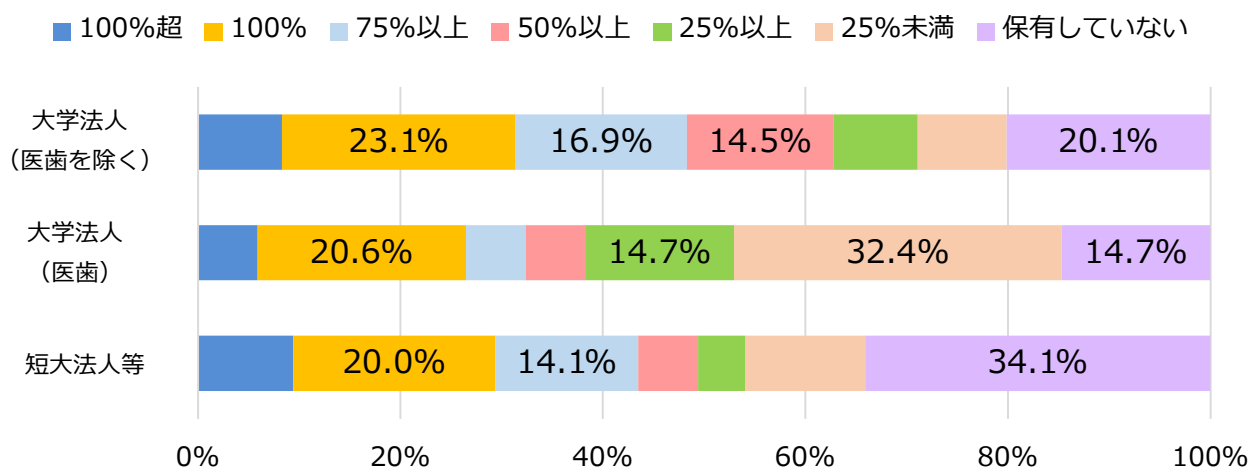


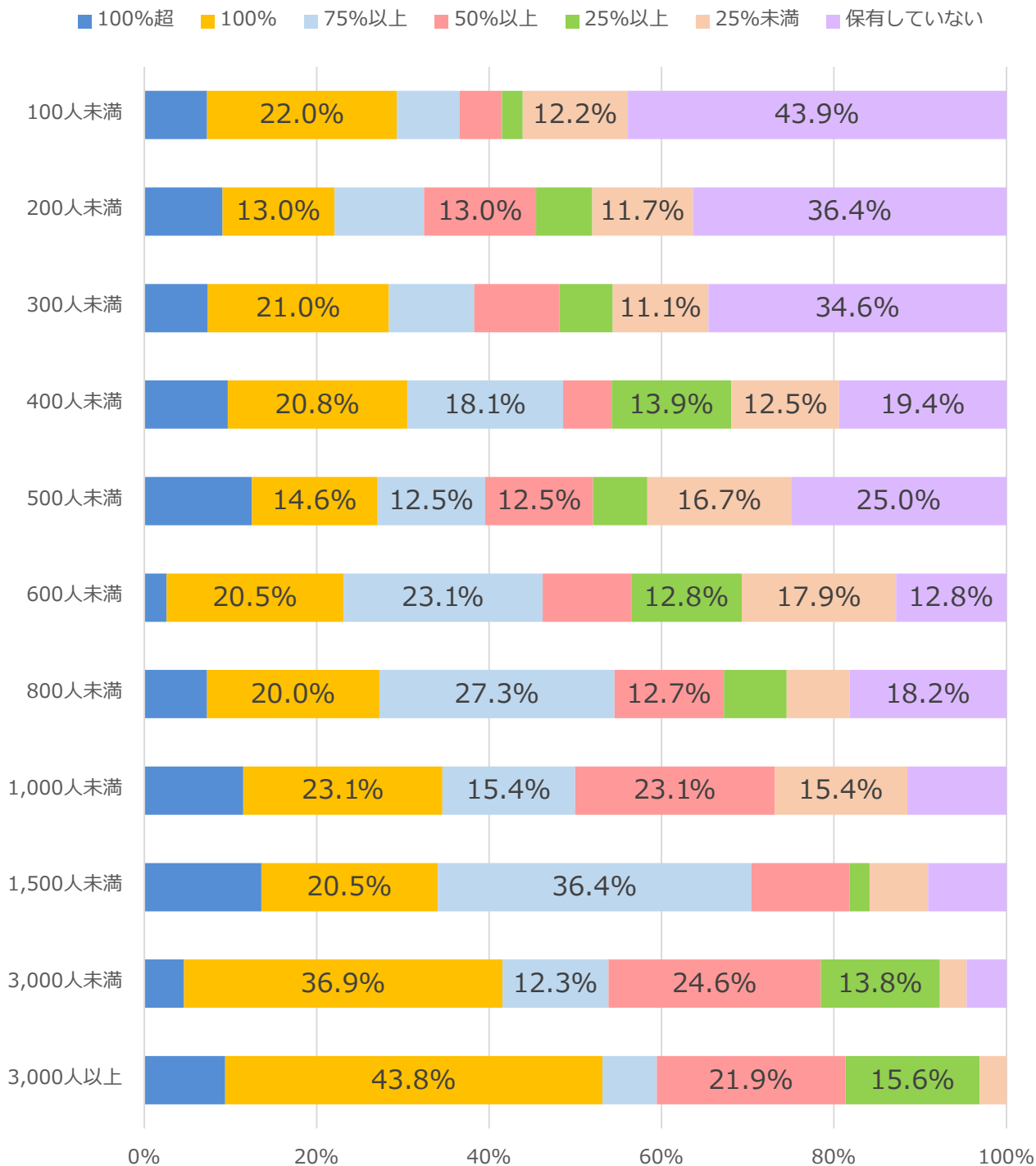
表 Q2 退職給与引当特定資産の保有割合

令和7(2025)年度				
保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	39 (8.3%)	2 (5.9%)	8 (9.4%)	49 (8.3%)
100%	108 (23.1%)	7 (20.6%)	17 (20.0%)	132 (22.5%)
75%以上	79 (16.9%)	2 (5.9%)	12 (14.1%)	93 (15.8%)
50%以上	68 (14.5%)	2 (5.9%)	5 (5.9%)	75 (12.8%)
25%以上	39 (8.3%)	5 (14.7%)	4 (4.7%)	48 (8.2%)
25%未満	41 (8.8%)	11 (32.4%)	10 (11.8%)	62 (10.6%)
保有していない	94 (20.1%)	5 (14.7%)	29 (34.1%)	128 (21.8%)
合 計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

(参考) 令和 2(2020)年度調査結果

保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	39 (8.4%)	1 (2.9%)	11 (11.6%)	51 (8.6%)
100%	98 (21.0%)	6 (17.6%)	15 (15.8%)	119 (20.0%)
75%以上	81 (17.3%)	2 (5.9%)	18 (18.9%)	101 (16.9%)
50%以上	67 (14.3%)	3 (8.8%)	6 (6.3%)	76 (12.8%)
25%以上	45 (9.6%)	6 (17.6%)	9 (9.5%)	60 (10.1%)
25%未満	42 (9.0%)	12 (35.3%)	7 (7.4%)	61 (10.2%)
保有していない	95 (20.3%)	4 (11.8%)	29 (30.5%)	128 (21.5%)
合 計	467 (100%)	34 (100%)	95 (100%)	596 (100%)

グラフ Q2-3 規模区分(入学定員数)別の退職給与引当特定資産の保有割合(会員数の割合)



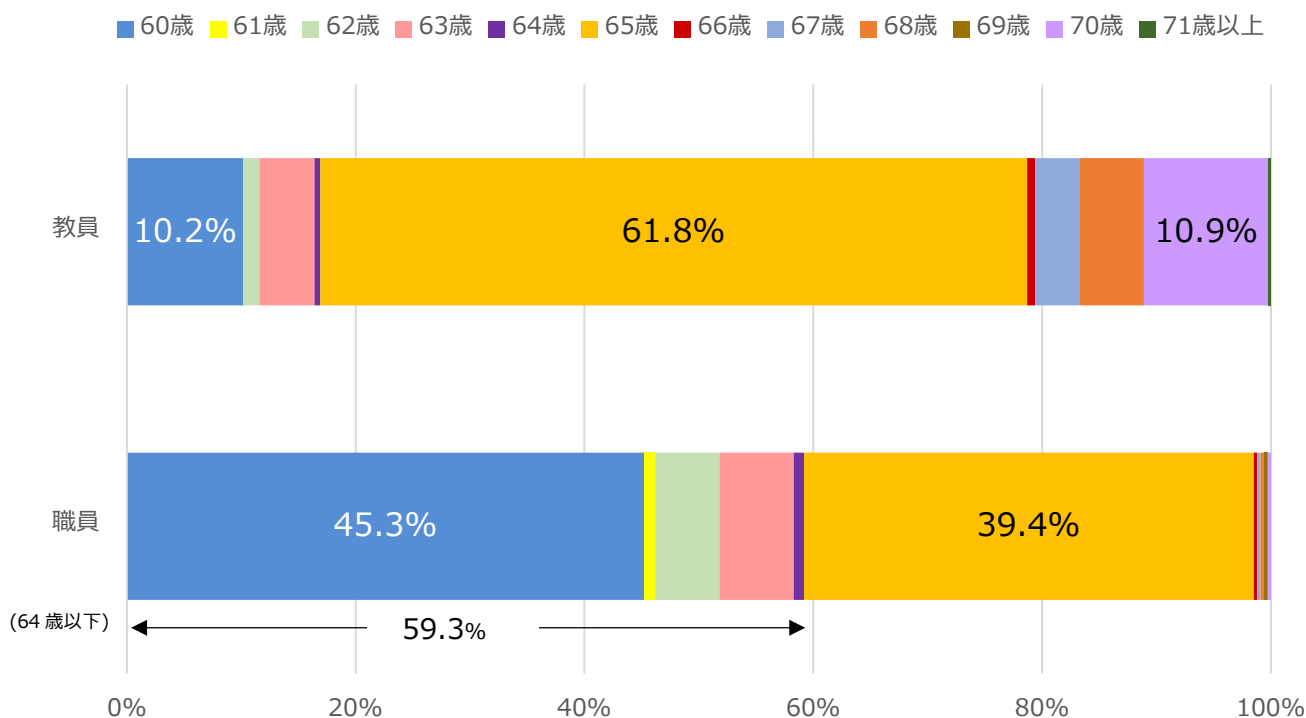
### Q3 定年年齢

教職員の定年年齢は、教員では「65歳」が363会員（61.8%）で最も多く、次いで多いのは「70歳」の64会員（10.9%）だった。職員では「60歳」が266会員（45.3%）で最も多く、次いで多いのは「65歳」の231会員（39.4%）だった。また、職員では、59.3%の維持会員（348会員）が64歳以下だった。

5年前の令和2（2020）年度の割合と比較すると、教員では「70歳」がやや減少し、「62歳」がやや増加している。職員では「60歳」と「63歳」が減少し、「62歳」と「65歳」が増加している。

規模区分（入学定員数）別で見ると、教職員ともに規模の大きい会員は、高い定年年齢の割合が多い傾向にあった。

グラフ Q3-1 定年年齢（会員数の割合）



(注) 教員では「61歳」、「69歳」と回答した会員、職員では「69歳」、「71歳以上」と回答した会員はなかった。

グラフ Q3-2 学校法人種別ごとの定年年齢（会員数の割合）

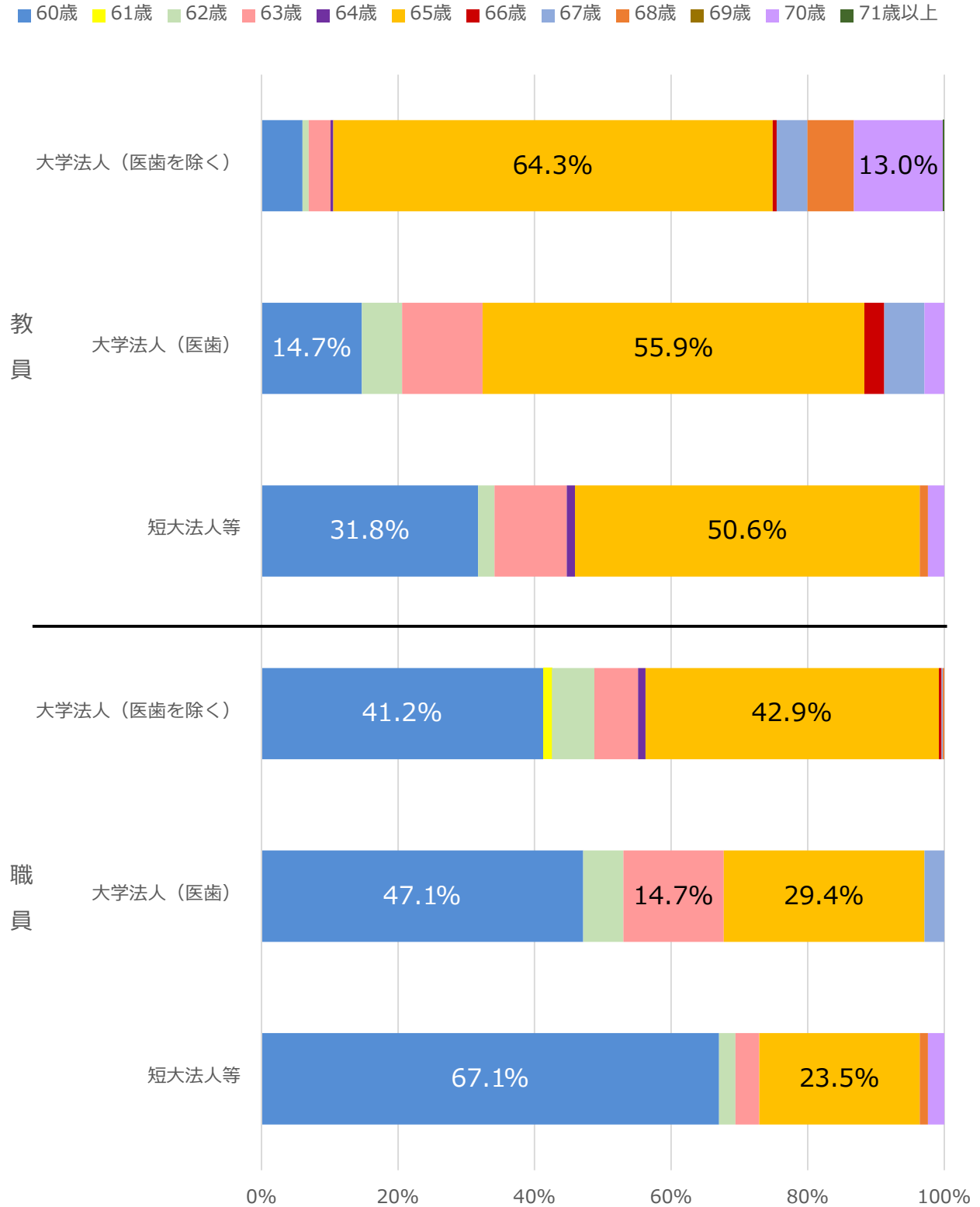


表 Q3 定年年齢

【教 員】

定年年齢	令和7(2025)年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	28 (6.0%)	5 (14.7%)	27 (31.8%)	60 (10.2%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	4 (0.9%)	2 (5.9%)	2 (2.4%)	8 (1.4%)
63歳	15 (3.2%)	4 (11.8%)	9 (10.6%)	28 (4.8%)
64歳	2 (0.4%)	0 (0%)	1 (1.2%)	3 (0.5%)
65歳	301 (64.3%)	19 (55.9%)	43 (50.6%)	363 (61.8%)
66歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	0 (0%)	4 (0.7%)
67歳	21 (4.5%)	2 (5.9%)	0 (0%)	23 (3.9%)
68歳	32 (6.8%)	0 (0%)	1 (1.2%)	33 (5.6%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	61 (13.0%)	1 (2.9%)	2 (2.4%)	64 (10.9%)
71歳以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
合 計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

【職 員】

定年年齢	令和7(2025)年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	193 (41.2%)	16 (47.1%)	57 (67.1%)	266 (45.3%)
61歳	6 (1.3%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (1.0%)
62歳	29 (6.2%)	2 (5.9%)	2 (2.4%)	33 (5.6%)
63歳	30 (6.4%)	5 (14.7%)	3 (3.5%)	38 (6.5%)
64歳	5 (1.1%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (0.9%)
65歳	201 (42.9%)	10 (29.4%)	20 (23.5%)	231 (39.4%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	0 (0%)	2 (0.3%)
68歳	1 (0.2%)	0 (0%)	1 (1.2%)	2 (0.3%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	0 (0%)	0 (0%)	2 (2.4%)	2 (0.3%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

(参考) 令和 2(2020)年度調査結果

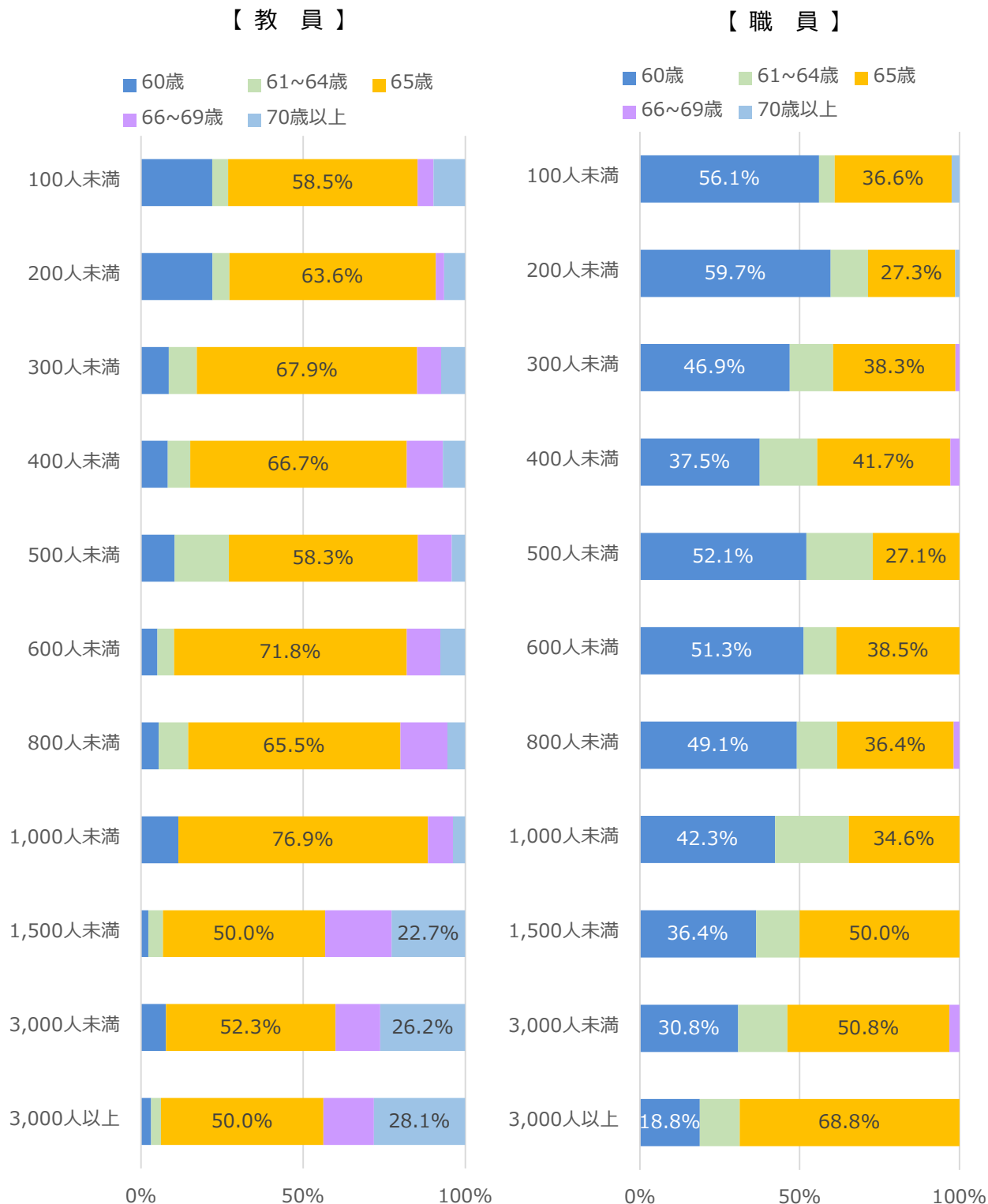
【 教 員 】

定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	27 (5.8%)	6 (17.6%)	29 (30.5%)	62 (10.4%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	1 (1.1%)	3 (0.5%)
63歳	15 (3.2%)	3 (8.8%)	9 (9.5%)	27 (4.5%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	2 (2.1%)	5 (0.8%)
65歳	295 (63.2%)	19 (55.9%)	49 (51.6%)	363 (60.9%)
66歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	0 (0%)	4 (0.7%)
67歳	23 (4.9%)	2 (5.9%)	0 (0%)	25 (4.2%)
68歳	33 (7.1%)	0 (0%)	1 (1.1%)	34 (5.7%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	66 (14.1%)	2 (5.9%)	4 (4.2%)	72 (12.1%)
71歳以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
合 計	467 (100%)	34 (100%)	95 (100%)	596 (100%)

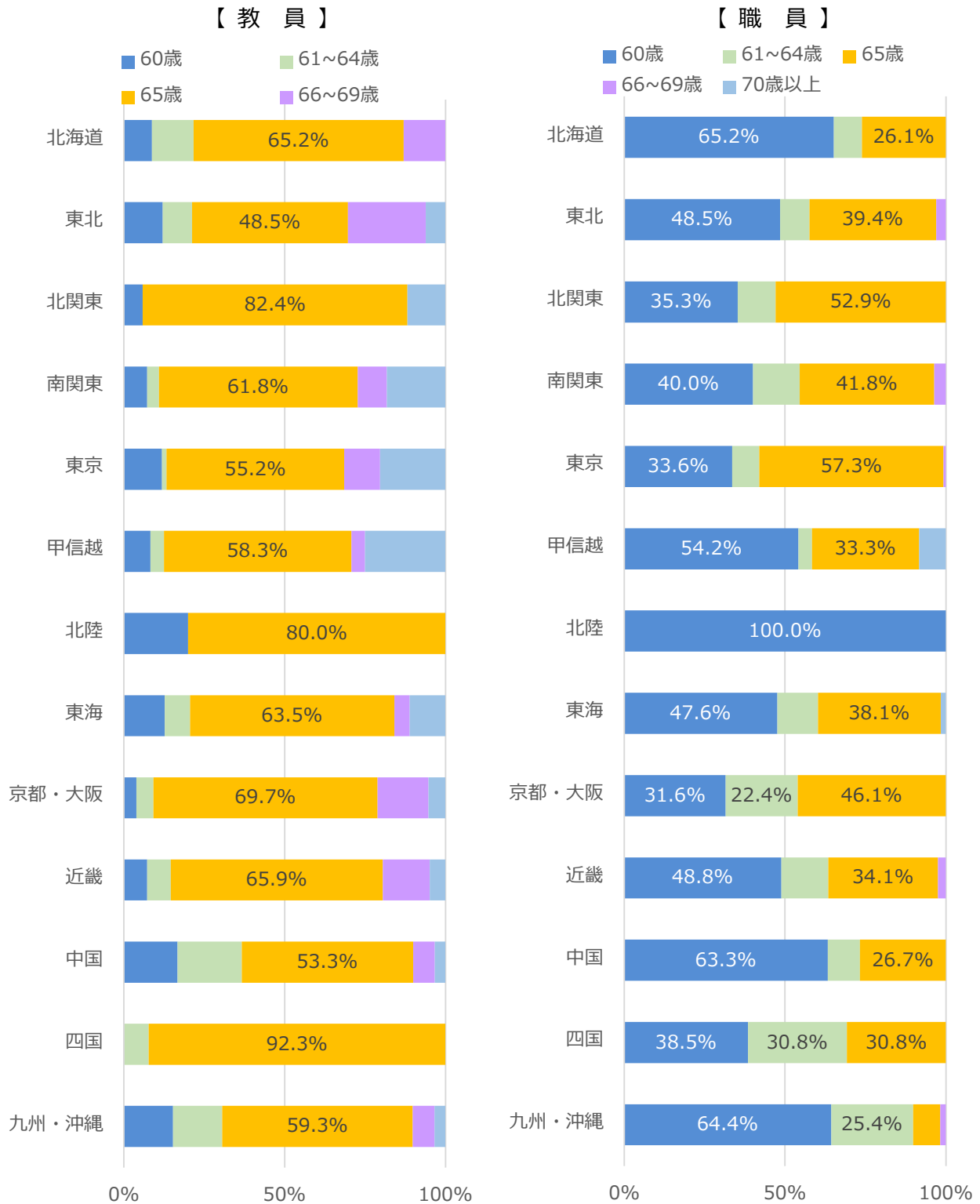
【 職 員 】

定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	211 (45.2%)	17 (50.0%)	64 (67.4%)	292 (49.0%)
61歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
62歳	22 (4.7%)	1 (2.9%)	4 (4.2%)	27 (4.5%)
63歳	35 (7.5%)	6 (17.6%)	2 (2.1%)	43 (7.2%)
64歳	4 (0.9%)	0 (0%)	1 (1.1%)	5 (0.8%)
65歳	188 (40.3%)	9 (26.5%)	21 (22.1%)	218 (36.6%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	0 (0%)	2 (0.3%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.1%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	0 (0%)	0 (0%)	2 (2.1%)	2 (0.3%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	467 (100%)	34 (100%)	95 (100%)	596 (100%)

グラフ Q3-3 規模区分（入学定員数）別の教職員の定年年齢（会員数の割合）



グラフ Q3-4 地域別の定年年齢（会員数の割合）

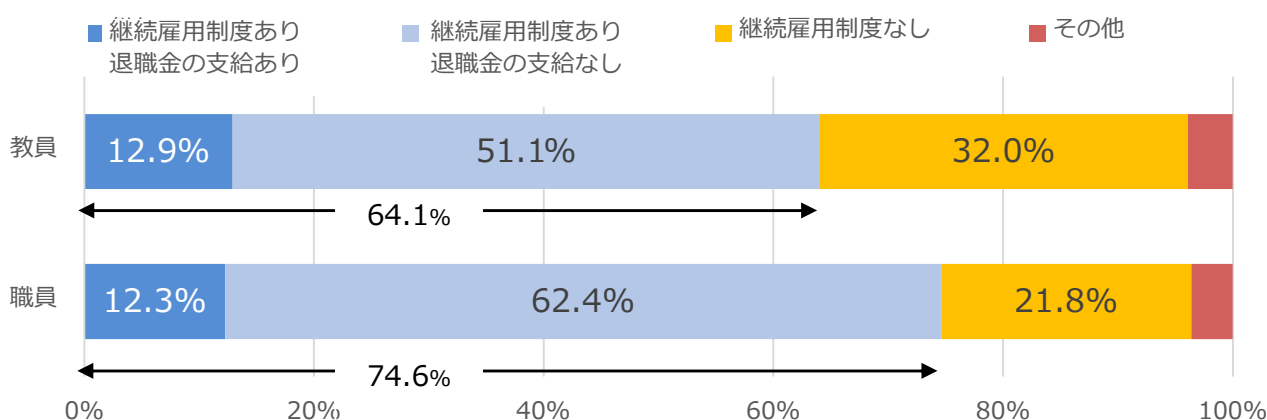


## Q4（1）定年退職後の継続雇用制度

定年退職後の継続雇用制度は、退職金支給あり・なしを合わせ、制度を設けている会員は、教員では376会員（64.1%）、職員では438会員（74.6%）だった。継続雇用制度を設けていない会員は、教員では188会員（32.0%）、職員では128会員（21.8%）だった。

なお、「その他」の回答には、「実情に応じ学校が必要と認める者を個別契約で雇用することがある」などがあつた。

グラフ Q4(1)-1 定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）



グラフ Q4(1)-2 学校法人種別ごとの定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）

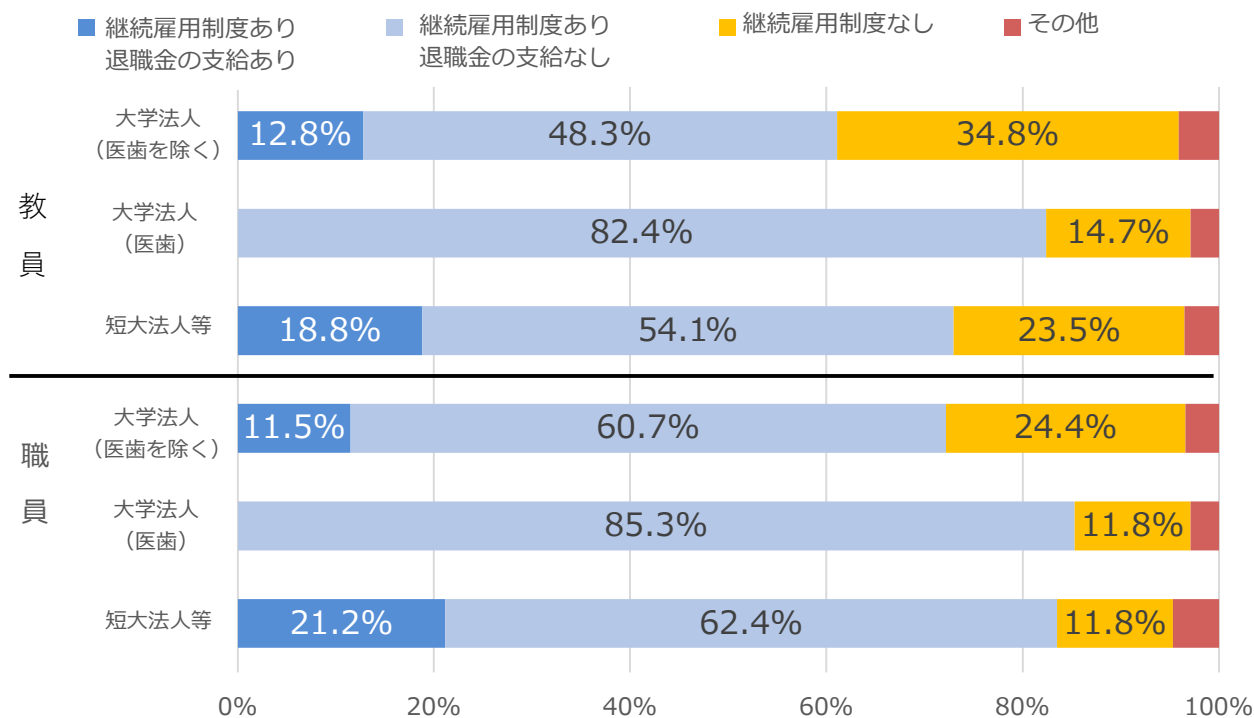


表 Q4(1) 定年退職後の継続雇用制度

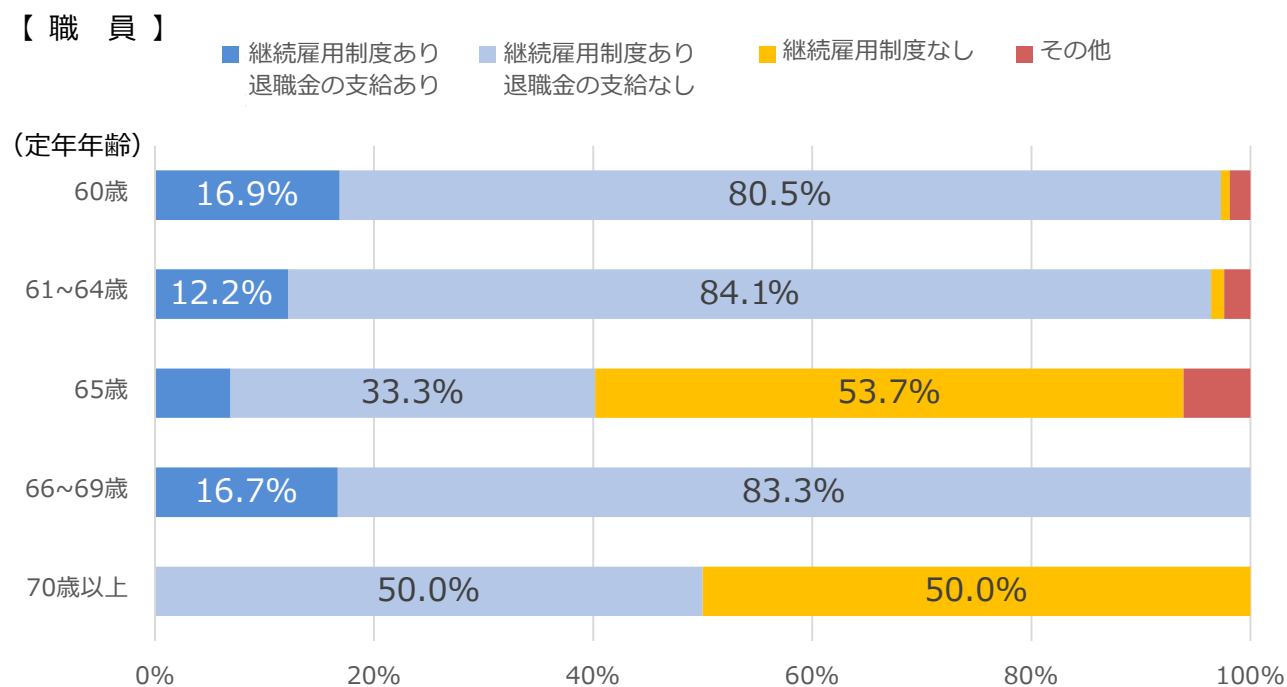
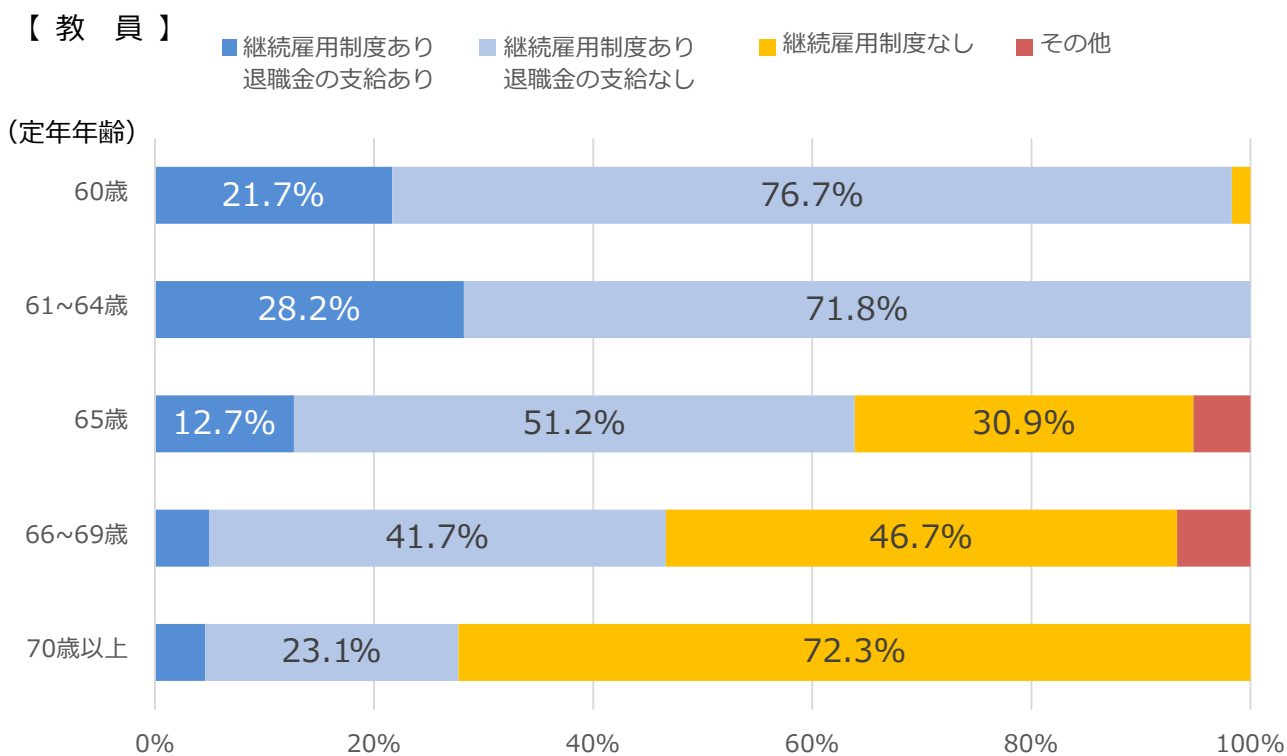
【 教 員 】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給あり	60 (12.8%)	0 (0%)	16 (18.8%)	76 (12.9%)
継続雇用制度あり 退職金の支給なし	226 (48.3%)	28 (82.4%)	46 (54.1%)	300 (51.1%)
継続雇用制度なし	163 (34.8%)	5 (14.7%)	20 (23.5%)	188 (32.0%)
その他	19 (4.1%)	1 (2.9%)	3 (3.5%)	23 (3.9%)
合 計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

【 職 員 】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給あり	54 (11.5%)	0 (0%)	18 (21.2%)	72 (12.3%)
継続雇用制度あり 退職金の支給なし	284 (60.7%)	29 (85.3%)	53 (62.4%)	366 (62.4%)
継続雇用制度なし	114 (24.4%)	4 (11.8%)	10 (11.8%)	128 (21.8%)
その他	16 (3.4%)	1 (2.9%)	4 (4.7%)	21 (3.6%)
合 計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

グラフ Q4(1)-3 定年年齢別の継続雇用制度（会員数の割合）

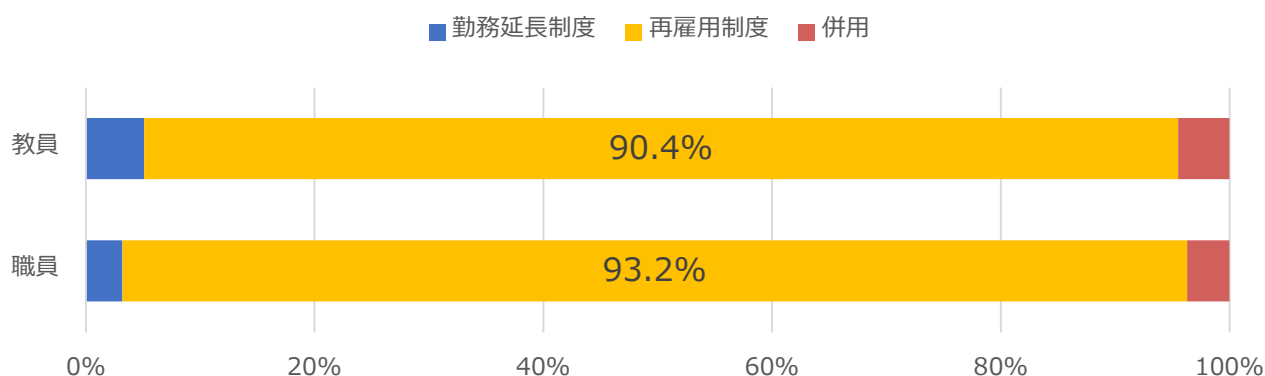


## Q4（2）継続雇用制度の種類

Q4（1）で、退職金支給あり・なしを合わせ、継続雇用制度を設けているとした会員（教員 376 会員、職員 438 会員）の継続雇用制度の種類は、「勤務延長制度」とした会員が、教員では 19 会員（5.1%）、職員では 14 会員（3.2%）だった。一方、「再雇用制度」とした会員が、教員では 340 会員（90.4%）、職員では 408 会員（93.2%）だった。

「勤務延長制度と再雇用制度の併用」とした会員の各制度の適用要件は、「職位によって異なる」「本人との協議による」「理事会の判断による」などの回答があった。

グラフ Q4(2)-1 継続雇用制度の種類（会員数の割合）



グラフ Q4(2)-2 学校法人種別ごとの継続雇用制度の種類（会員数の割合）

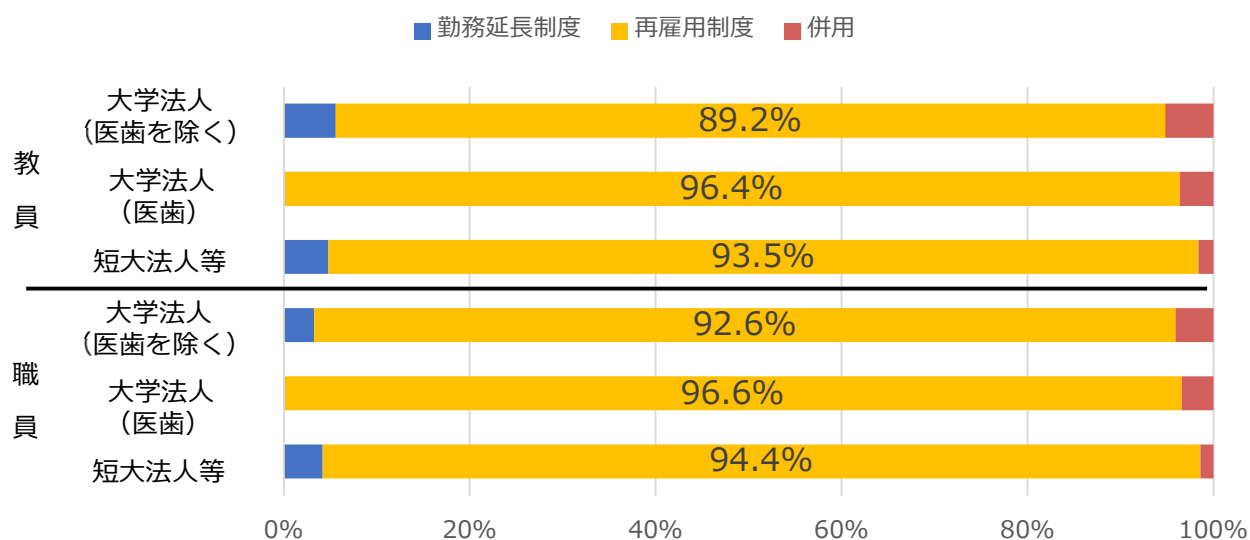


表 Q4(2) 継続雇用制度の種類

【教 員】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
勤務延長制度	16 (5.6%)	0 (0%)	3 (4.8%)	19 (5.1%)
再雇用制度	255 (89.2%)	27 (96.4%)	58 (93.5%)	340 (90.4%)
勤務延長制度と 再雇用制度の併用	15 (5.2%)	1 (3.6%)	1 (1.6%)	17 (4.5%)
合 計	286 (100%)	28 (100%)	62 (100%)	376 (100%)

【職 員】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
勤務延長制度	11 (3.3%)	0 (0%)	3 (4.2%)	14 (3.2%)
再雇用制度	313 (92.6%)	28 (96.6%)	67 (94.4%)	408 (93.2%)
勤務延長制度と 再雇用制度の併用	14 (4.1%)	1 (3.4%)	1 (1.4%)	16 (3.7%)
合 計	338 (100%)	29 (100%)	71 (100%)	438 (100%)

#### Q4（3）継続雇用制度適用者に対する退職金

Q4（1）で「継続雇用制度を設けている（退職金支給あり）」とした会員（教員 76 会員、職員 72 会員）のうち、「採用から継続雇用期間の終了までの在職期間に対し、一定の支給率を適用する」とした会員は、教員では 21 会員（27.6%）、職員では 16 会員（22.2%）だった。

また、「継続雇用期間は在職期間を通算しない」とした会員は、教員では 49 会員（64.5%）、職員では 51 会員（70.8%）だった。

なお、「その他」の回答には、「個人ごとに異なる」、「通常の算定方法による支給額の半分の支給する」などがあつた。

表 Q4(3) 継続雇用制度適用者に対する退職金

区 分	教員	職員
採用から継続雇用期間の終了までの在職期間に対し、一定の支給率を適用する	21 (27.6%)	16 (22.2%)
在職期間を通算しない	49 (64.5%)	51 (70.8%)
「継続雇用期間に応じた支給率」を別途適用する	41 (53.9%)	45 (62.5%)
「継続雇用期間に応じた定額の退職金」を別途適用する	8 (10.5%)	6 (8.3%)
継続雇用期間に対し「役割や勤務成績等を勘案し、定額の退職金」を別途適用する	0 (0%)	0 (0%)
その他	6 (7.9%)	5 (6.9%)
合 計	76 (100%)	72 (100%)

## Q5 高年齢者就業確保措置の対応状況

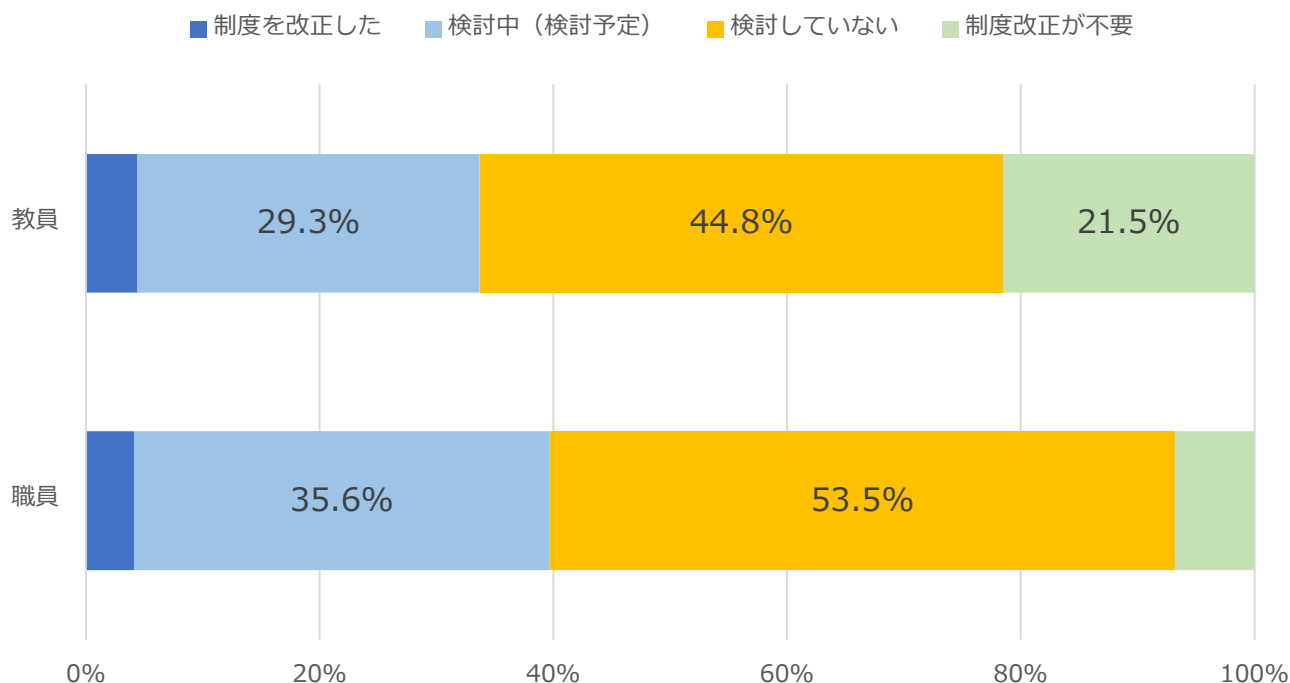
「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正を受けて、70歳までの就業確保措置としての制度改正の実施又は検討状況、制度改正の具体的な内容、検討内容を調査した。

制度改正の実施又は検討状況については、教職員ともに「検討していない」とした会員が多く、教員では263会員（44.8%）、職員では314会員（53.5%）だった。次いで多かったのは「検討中（検討予定）」で、教員では172会員（29.3%）、職員では209会員（35.6%）だった。

「制度を改正した」とした会員からは、「再雇用制度を導入した」、「再雇用制度を改正し対象を70歳までとした」などの回答があった。

「検討中（検討予定）」とした会員の具体的な内容は、教職員ともに「現時点では方向性が決まっていない」とした会員が多く、教員では124会員（72.1%）、職員では151会員（72.2%）であった。次いで「継続雇用制度の導入」とした会員は教員では35会員（20.3%）、職員では41会員（19.6%）であった。

グラフ Q5(1)-1 就業確保措置としての制度改正の実施・検討状況（会員数の割合）



グラフ Q5(1)-2 学校法人種別ごとの制度改革の実施・検討状況（会員数の割合）

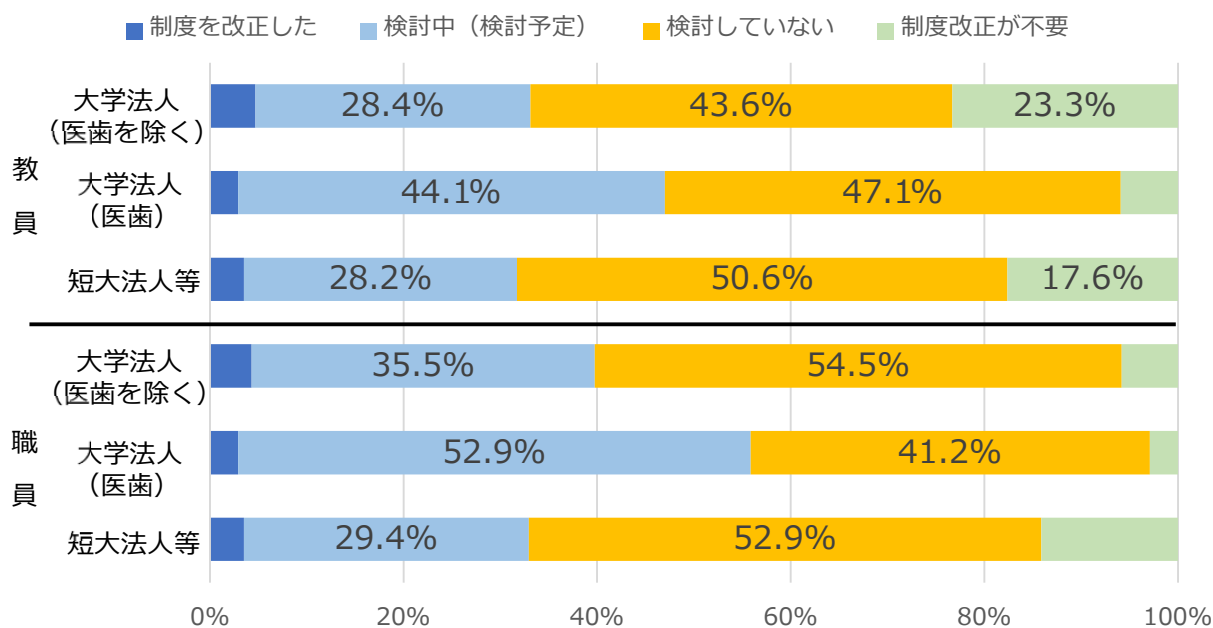


表 Q5(1) 就業確保措置としての制度改革の実施・検討状況

【教員】

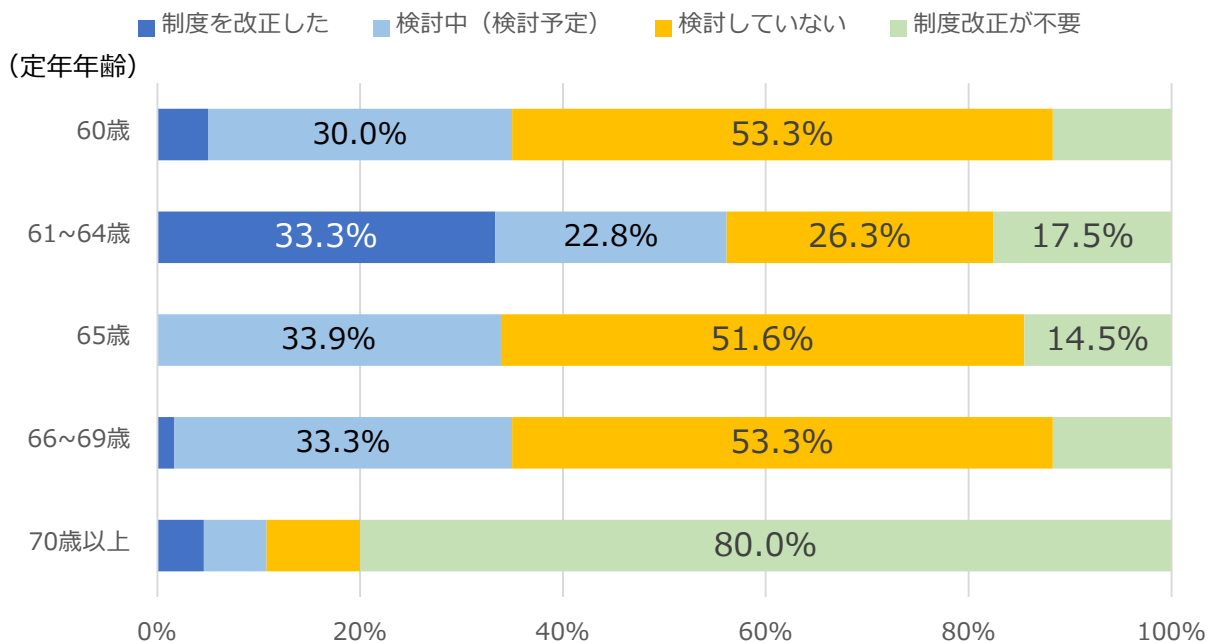
区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
制度を改正した	22 (4.7%)	1 (2.9%)	3 (3.5%)	26 (4.4%)
検討中(検討予定)	133 (28.4%)	15 (44.1%)	24 (28.2%)	172 (29.3%)
検討していない	204 (43.6%)	16 (47.1%)	43 (50.6%)	263 (44.8%)
制度改革は不要	109 (23.3%)	2 (5.9%)	15 (17.6%)	126 (21.5%)
合計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

【職員】

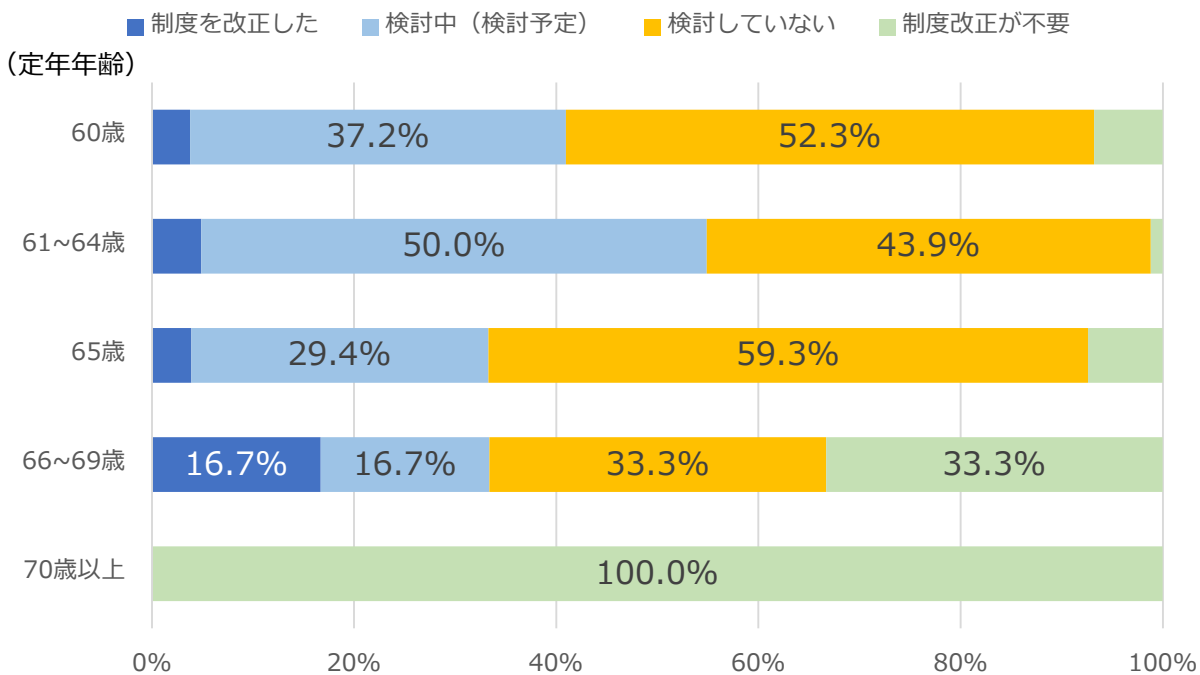
区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
制度を改正した	20 (4.3%)	1 (2.9%)	3 (3.5%)	24 (4.1%)
検討中(検討予定)	166 (35.5%)	18 (52.9%)	25 (29.4%)	209 (35.6%)
検討していない	255 (54.5%)	14 (41.2%)	45 (52.9%)	314 (53.5%)
制度改革は不要	27 (5.8%)	1 (2.9%)	12 (14.1%)	40 (6.8%)
合計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

グラフ Q5(1)-3 定年年齢別の制度改正の実施・検討状況（会員数の割合）

【 教 員 】



【 職 員 】



グラフ Q5(3) 学校法人種別ごとの制度改革の検討状況・内容（会員数の割合）

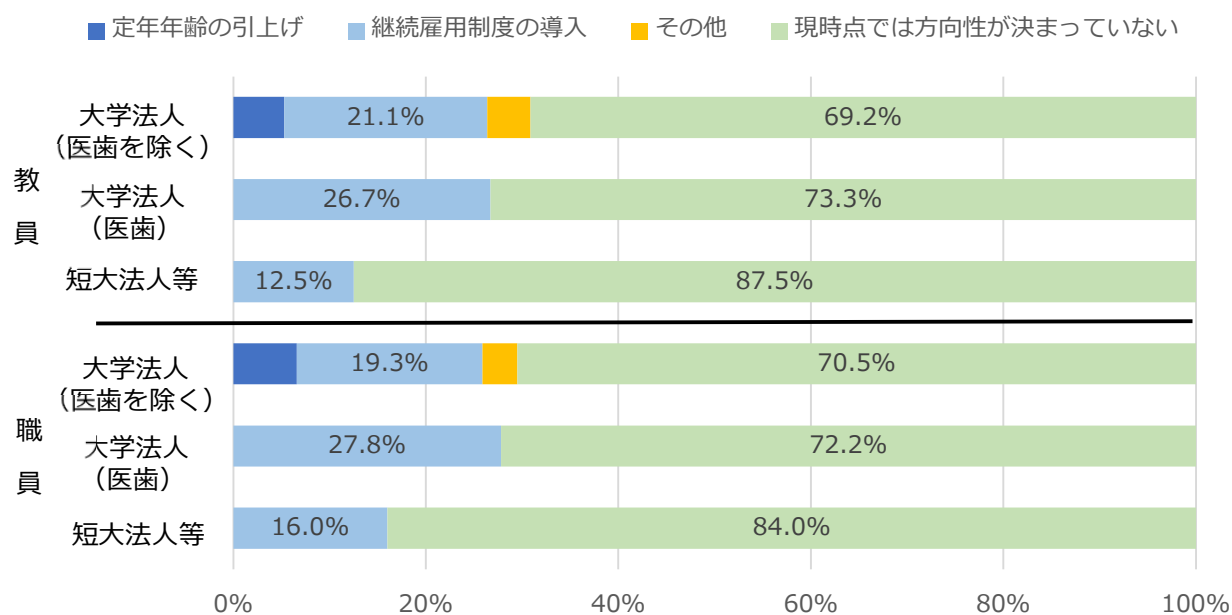


表 Q5(3) 制度改革の検討状況・内容

【教員】

区分	大学法人 （医歯を除く）	大学法人 （医歯）	短大法人等	合計
定年年齢の引上げ	7 (5.3%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (4.1%)
継続雇用制度の導入	28 (21.1%)	4 (26.7%)	3 (12.5%)	35 (20.3%)
その他	6 (4.5%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (3.5%)
方向性が決まっていない	92 (69.2%)	11 (73.3%)	21 (87.5%)	124 (72.1%)
合計	133 (100%)	15 (100%)	24 (100%)	172 (100%)

【職員】

区分	大学法人 （医歯を除く）	大学法人 （医歯）	短大法人等	合計
定年年齢の引上げ	11 (6.6%)	0 (0%)	0 (0%)	11 (5.3%)
継続雇用制度の導入	32 (19.3%)	5 (27.8%)	4 (16.0%)	41 (19.6%)
その他	6 (3.6%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (2.9%)
方向性が決まっていない	117 (70.5%)	13 (72.2%)	21 (84.0%)	151 (72.2%)
合計	166 (100%)	18 (100%)	25 (100%)	209 (100%)

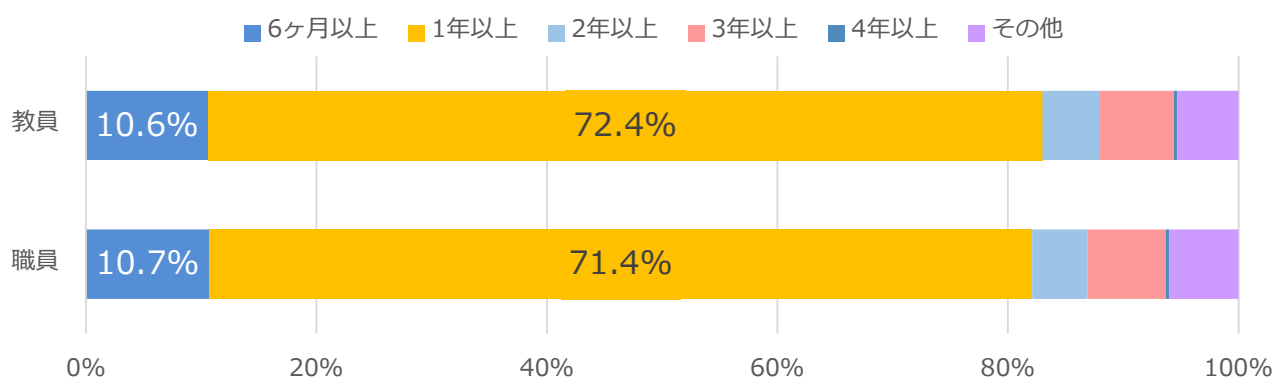
## Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

退職金の支給対象となるために必要な在職期間は、教職員ともに「1年以上」の回答が7割を超えており、教員は425会員（72.4%）、職員は419会員（71.4%）だった。

次いで多いのは「6ヶ月以上」で、教員では62会員（10.6%）、職員では63会員（10.7%）だった。

学校法人種別ごとでは、「大学法人（医歯）」は教職員ともに「3年以上」が最も多かった。なお、「その他」の回答には、「退職事由により異なる」などがあつた。

グラフ Q6-1 退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）



グラフ Q6-2 学校法人種別ごとの退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）

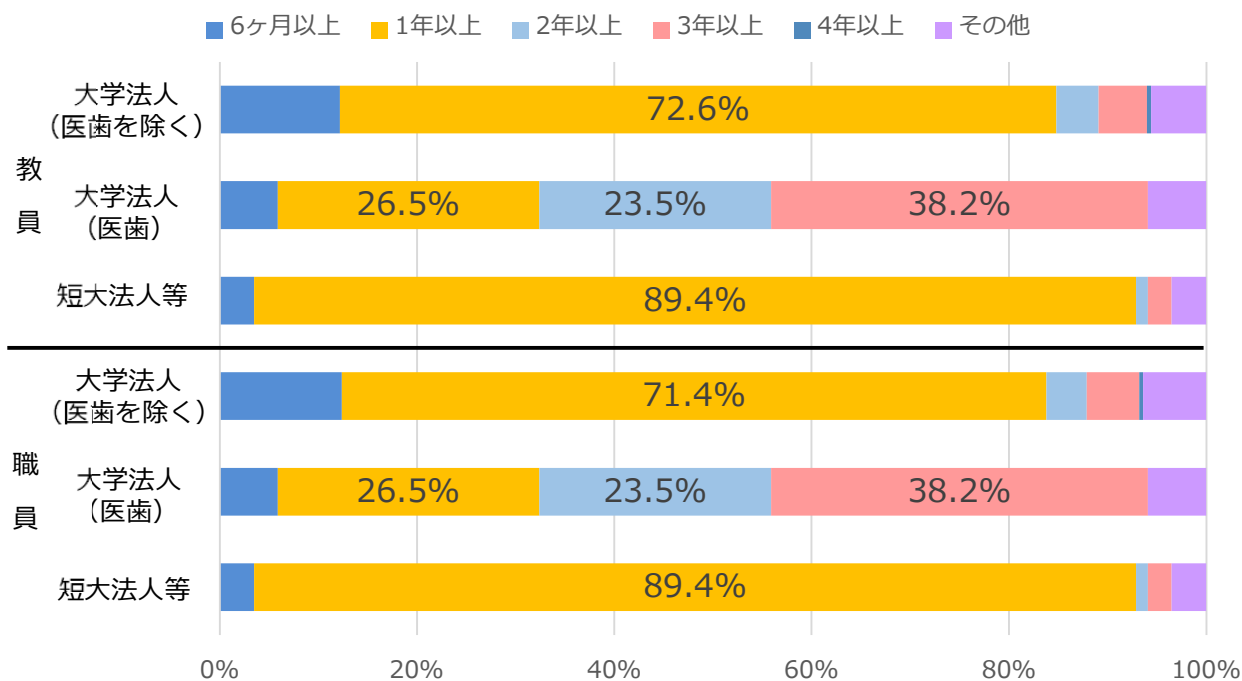


表 Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

【教 員】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
6ヶ月以上	57 (12.2%)	2 (5.9%)	3 (3.5%)	62 (10.6%)
1年以上	340 (72.6%)	9 (26.5%)	76 (89.4%)	425 (72.4%)
2年以上	20 (4.3%)	8 (23.5%)	1 (1.2%)	29 (4.9%)
3年以上	23 (4.9%)	13 (38.2%)	2 (2.4%)	38 (6.5%)
4年以上	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
その他	26 (5.6%)	2 (5.9%)	3 (3.5%)	31 (5.3%)
合 計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

【職 員】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
6ヶ月以上	58 (12.4%)	2 (5.9%)	3 (3.5%)	63 (10.7%)
1年以上	334 (71.4%)	9 (26.5%)	76 (89.4%)	419 (71.4%)
2年以上	19 (4.1%)	8 (23.5%)	1 (1.2%)	28 (4.8%)
3年以上	25 (5.3%)	13 (38.2%)	2 (2.4%)	40 (6.8%)
4年以上	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
その他	30 (6.4%)	2 (5.9%)	3 (3.5%)	35 (6.0%)
合 計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

## Q7 退職金の算定方法

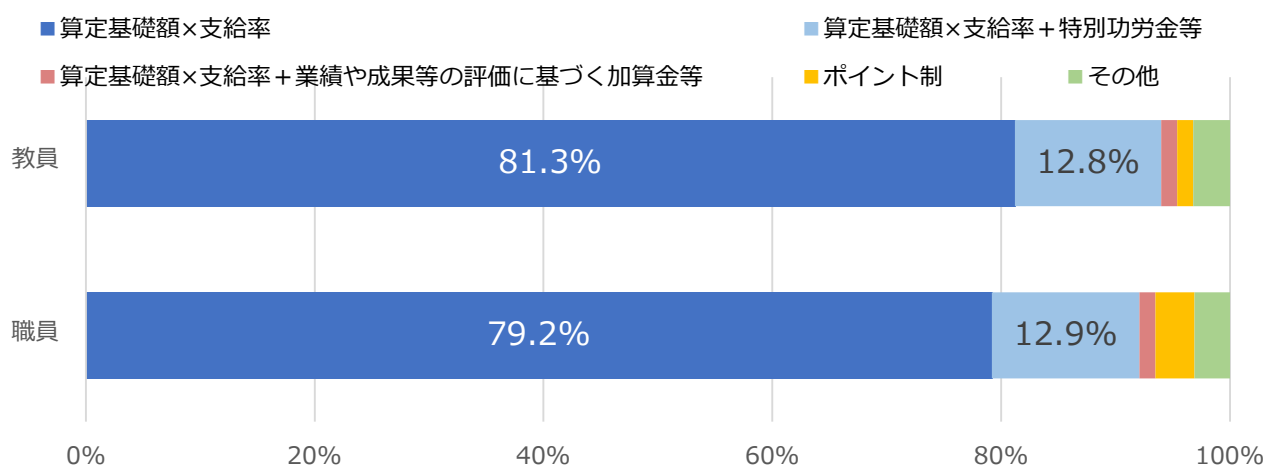
退職金の算定方法は、教職員ともに「退職金算定基礎額×支給率」が約8割であった。

一方、「退職金算定基礎額×支給率+特別功労金等」と回答した会員は、教員では75会員（12.8%）、職員では76会員（12.9%）であった。

また、業績等の評価を反映する方法として、「退職金算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等」と回答した維持会員と、「ポイント制」と回答した会員を合わせると、教員では16会員（2.7%）、職員では28会員（4.8%）となり、昨年度とほぼ変化はなかった。

なお、「その他」の回答には、「複数の算定方法を設定し、併用している」などがあつた。

グラフ Q7-1 退職金の算定方法（会員数の割合）



グラフ Q7-2 学校法人種別ごとの退職金の算定方法（会員数の割合）

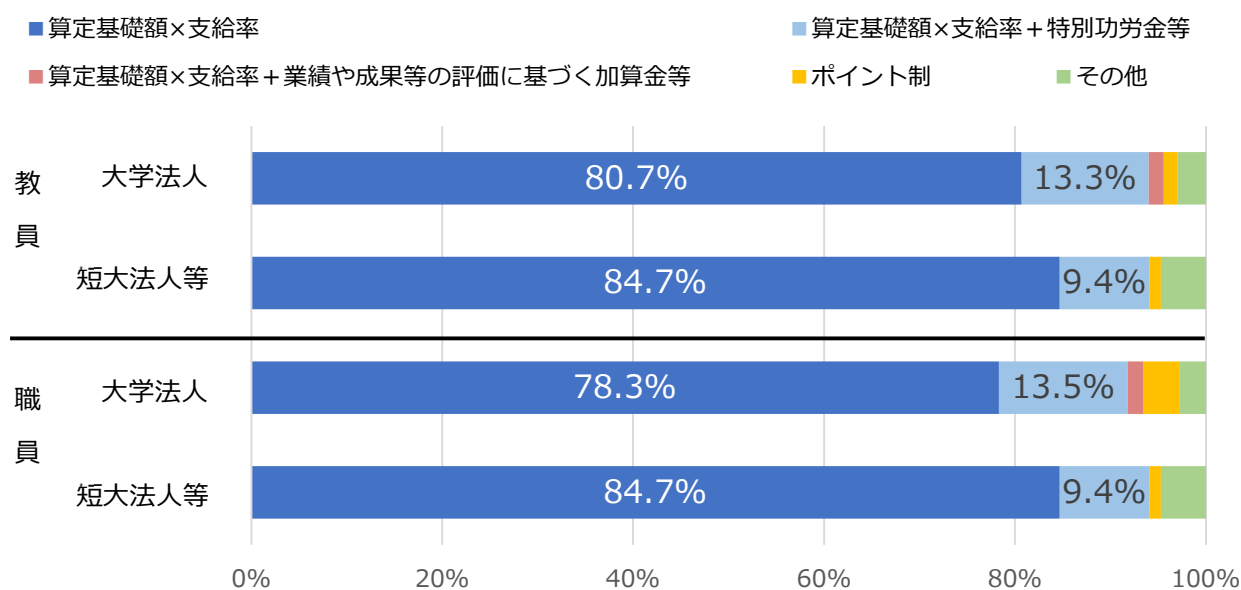


表 Q7 退職金の算定方法

【 教 員 】

退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	405 (80.7%)	72 (84.7%)	477 (81.3%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	67 (13.3%)	8 (9.4%)	75 (12.8%)
算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等	8 (1.6%)	0 (0%)	8 (1.4%)
ポイント制	7 (1.4%)	1 (1.2%)	8 (1.4%)
その他	15 (3.0%)	4 (4.7%)	19 (3.2%)
合 計	502 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

【 職 員 】

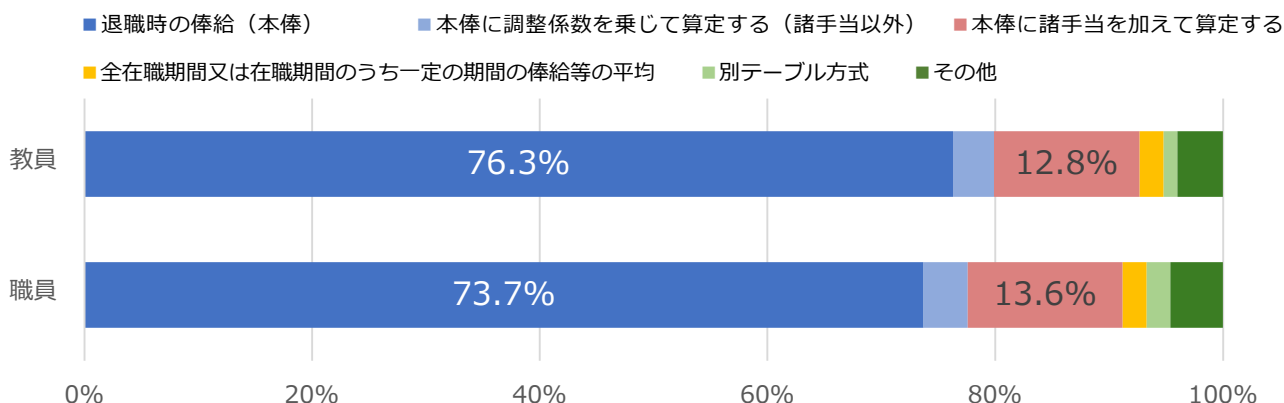
退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	393 (78.3%)	72 (84.7%)	465 (79.2%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	68 (13.5%)	8 (9.4%)	76 (12.9%)
算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等	8 (1.6%)	0 (0%)	8 (1.4%)
ポイント制	19 (3.8%)	1 (1.2%)	20 (3.4%)
その他	14 (2.8%)	4 (4.7%)	18 (3.1%)
合 計	502 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

## Q8 退職金の算定基礎額（Q7において「ポイント制」と回答した会員を除く）

退職金の算定基礎額は、教職員ともに「退職時の俸給（本俸）」とした会員が最も多く、教員では 442 会員（76.3%）、職員では 418 会員（73.7%）だった。次いで多いのは「本俸に諸手当を加えて算定する」とした会員で、教員では 74 会員（12.8%）、職員では 77 会員（13.6%）だった。「別テーブル方式」とした会員は教員では 7 会員（1.2%）、職員では 12 会員（2.1%）となり昨年度よりやや増加した。

なお、「その他」の回答には、「在職中の最高俸給月額」、「退職時に適用されている退職金財団の標準俸給月額」などがあつた。

グラフ Q8-1 退職金の算定基礎額（会員数の割合）



グラフ Q8-2 学校法人種別ごとの退職金の算定基礎額（会員数の割合）

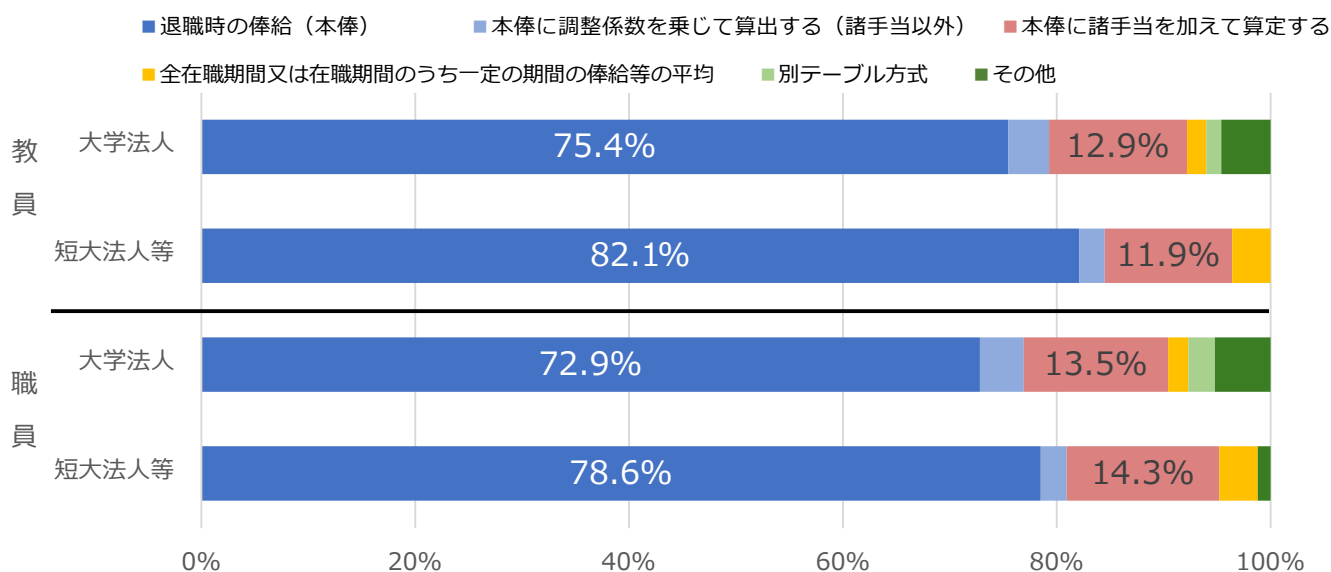


表 Q8 退職金の算定基礎額

【 教 員 】

区 分	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	373 (75.4%)	69 (82.1%)	442 (76.3%)
本俸に調整係数を乗じて算定する（諸手当以外）	19 (3.8%)	2 (2.4%)	21 (3.6%)
本俸に諸手当を加えて算定する	64 (12.9%)	10 (11.9%)	74 (12.8%)
全在職期間又は在職期間のうち一定の期間の俸給等の平均	9 (1.8%)	3 (3.6%)	12 (2.1%)
別テーブル方式	7 (1.4%)	0 (0%)	7 (1.2%)
その他	23 (4.6%)	0 (0%)	23 (4.0%)
合 計	495 (100%)	84 (100%)	579 (100%)

【 職 員 】

区 分	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	352 (72.9%)	66 (78.6%)	418 (73.7%)
本俸に調整係数を乗じて算定する（諸手当以外）	20 (4.1%)	2 (2.4%)	22 (3.9%)
本俸に諸手当を加えて算定する	65 (13.5%)	12 (14.3%)	77 (13.6%)
全在職期間又は在職期間のうち一定の期間の俸給等の平均	9 (1.9%)	3 (3.6%)	12 (2.1%)
別テーブル方式	12 (2.5%)	0 (0%)	12 (2.1%)
その他	25 (5.2%)	1 (1.2%)	26 (4.6%)
合 計	483 (100%)	84 (100%)	567 (100%)

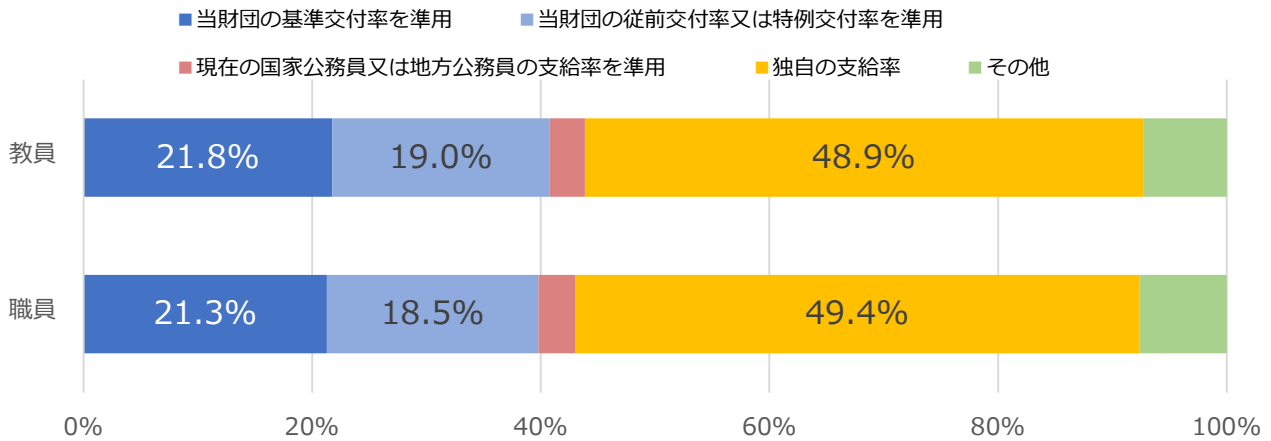
## Q9 退職金の支給率の基準（Q7において「ポイント制」と回答した会員を除く）

退職金の支給率は何を基準として定めているかは、教職員ともに「独自の支給率」とした会員が約半数となり、教員では283会員（48.9%）、職員では280会員（49.4%）だった。

学校法人種別ごとに見ると、教職員ともに大学法人は「独自の支給率」とした会員が最も多く、短大法人等は「当財団の基準交付率を準用」とする会員が最も多かった。

なお、「その他」は「過去の国家公務員（又は地方公務員）の支給率を準用」などの回答があった。

グラフ Q9-1 退職金の支給率の基準（会員数の割合）



グラフ Q9-2 学校法人種別ごとの退職金の支給率の基準（会員数の割合）

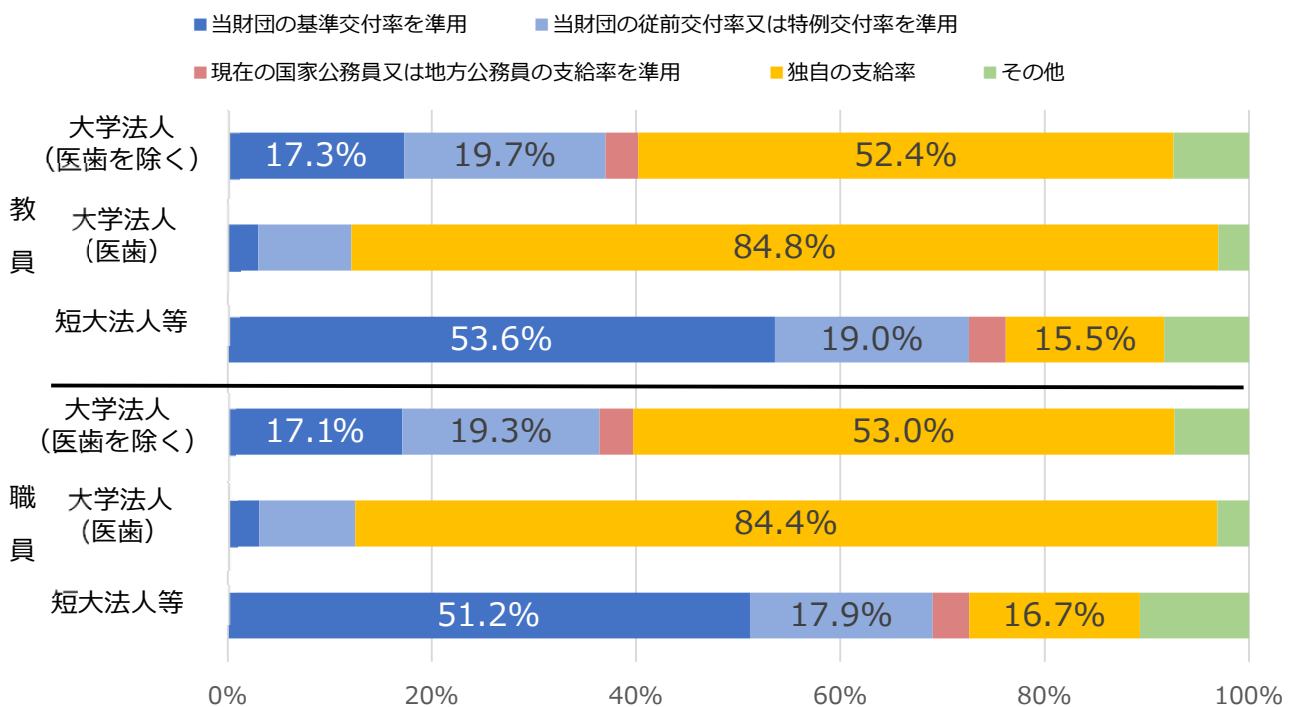


表 Q9 退職金の支給率の基準

【教員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
当財団の基準交付率を準用	80 (17.3%)	1 (3.0%)	45 (53.6%)	126 (21.8%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	91 (19.7%)	3 (9.1%)	16 (19.0%)	110 (19.0%)
現在の国家公務員又は 地方公務員の支給率を準用	15 (3.2%)	0 (0%)	3 (3.6%)	18 (3.1%)
独自の支給率	242 (52.4%)	28 (84.8%)	13 (15.5%)	283 (48.9%)
その他	34 (7.4%)	1 (3.0%)	7 (8.3%)	42 (7.3%)
合計	462 (100%)	33 (100%)	84 (100%)	579 (100%)

【職員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
当財団の基準交付率を準用	77 (17.1%)	1 (3.1%)	43 (51.2%)	121 (21.3%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	87 (19.3%)	3 (9.4%)	15 (17.9%)	105 (18.5%)
現在の国家公務員又は 地方公務員の支給率を準用	15 (3.3%)	0 (0%)	3 (3.6%)	18 (3.2%)
独自の支給率	239 (53.0%)	27 (84.4%)	14 (16.7%)	280 (49.4%)
その他	33 (7.3%)	1 (3.1%)	9 (10.7%)	43 (7.6%)
合計	451 (100%)	32 (100%)	84 (100%)	567 (100%)

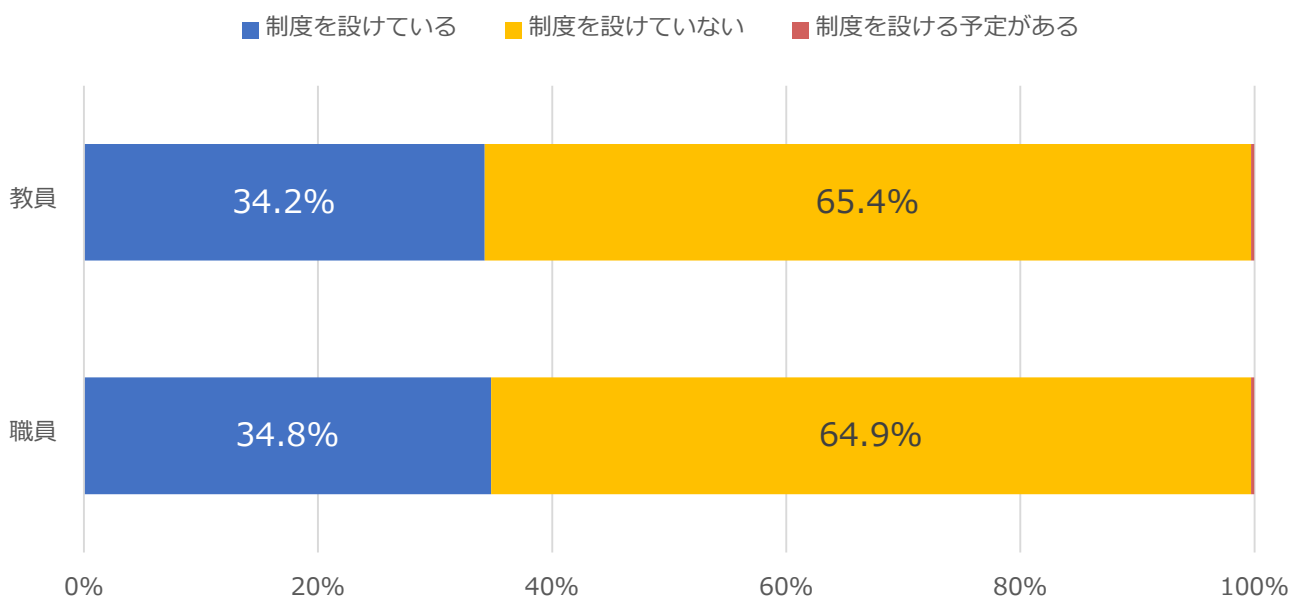
## Q10 退職金の加算制度

退職金に加算又は割増率を上げて支給する制度を設けているかについて、「制度を設けている」とした会員は、教員では 201 会員（34.2%）、職員では 204 会員（34.8%）だった。「制度を設けていない」とした会員は、教員では 384 会員（65.4%）、職員では 381 会員（64.9%）だった。「制度を設ける予定がある」とした会員は「大学法人（医歯を除く）」のみで、教職員ともに 2 会員（0.3%）とわずかであった。

「制度を設けている」「制度を設ける予定がある」とした会員の加算の事由は、「勤務成績が優れているなど、功労のある場合に加算」とした会員が最も多く、教員では 91 会員（44.8%）、職員では 89 会員（43.2%）であった。次いで「複合又はそれ以外の事由により加算」が、教員では 79 会員（38.9%）、職員では 80 会員（38.8%）であった。内容としては、「勤続年数と功労のある場合の複合」「業務上の死傷又は学校都合の退職」「理事長が特に必要と認めた場合」などの回答があった。

加算の方法は、「複合又はそれ以外の方法」とした会員が多く、教員では 111 会員（54.7%）、職員では 111 会員（53.9%）であった。内容は、「定額と割増率の複合」「理事会で都度決定」などの回答があった。

グラフ Q10(1)-1 退職金の加算制度の導入状況（会員数の割合）



グラフ Q10(1)-2 学校法人種別ごとの退職金の加算制度の導入状況（会員数の割合）

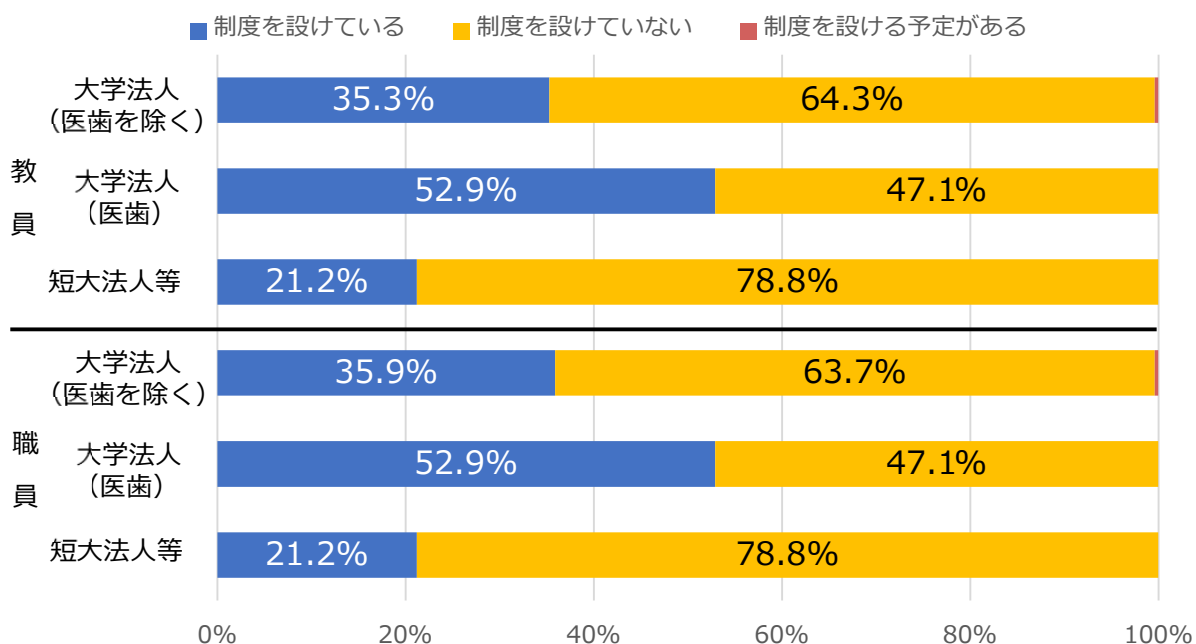


表 Q10(1) 退職金の加算制度の導入状況

【教員】

区分	大学法人（医歯を除く）	大学法人（医歯）	短大法人等	合計
制度を設けている	165 (35.3%)	18 (52.9%)	18 (21.2%)	201 (34.2%)
制度を設けていない	301 (64.3%)	16 (47.1%)	67 (78.8%)	384 (65.4%)
制度を設ける予定がある	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
合計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

【職員】

区分	大学法人（医歯を除く）	大学法人（医歯）	短大法人等	合計
制度を設けている	168 (35.9%)	18 (52.9%)	18 (21.2%)	204 (34.8%)
制度を設けていない	298 (63.7%)	16 (47.1%)	67 (78.8%)	381 (64.9%)
制度を設ける予定がある	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
合計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

グラフ Q10(2) 学校法人種別ごとの加算の事由（会員数の割合）

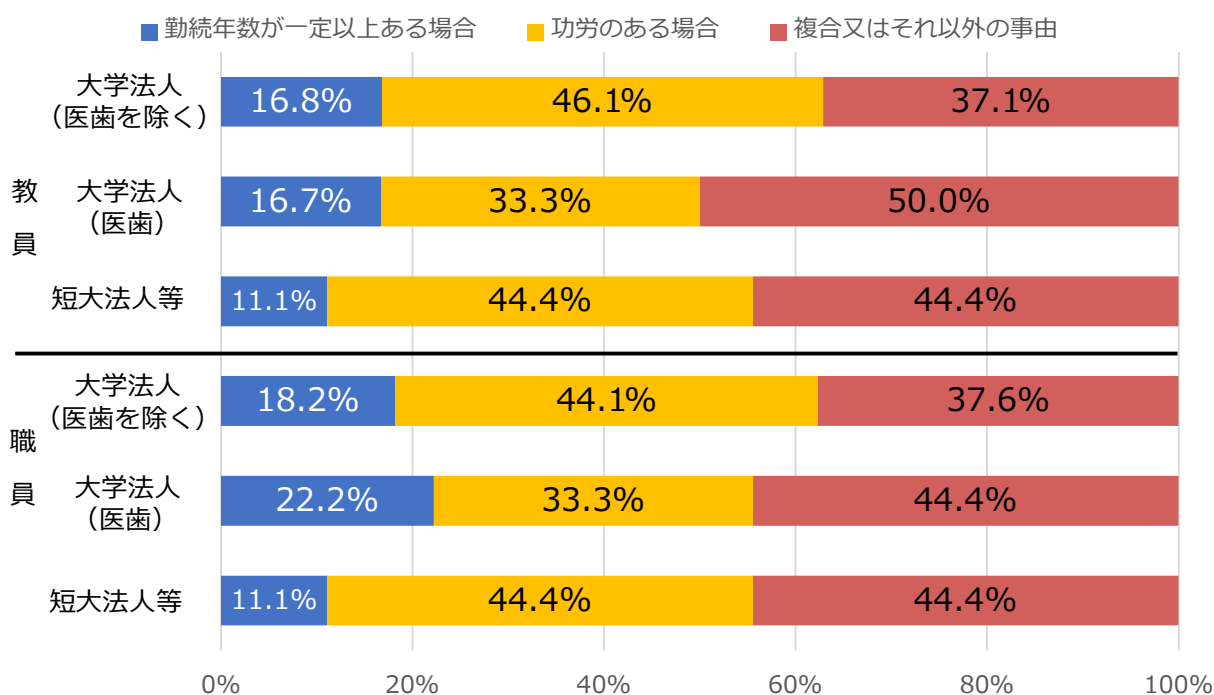


表 Q10(2) 加算の事由

【教員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
勤続年数が一定以上ある場合	28 (16.8%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	33 (16.3%)
勤務成績が優れているなど 功労のある場合	77 (46.1%)	6 (33.3%)	8 (44.4%)	91 (44.8%)
複合又はそれ以外の事由	62 (37.1%)	9 (50.0%)	8 (44.4%)	79 (38.9%)
合計	167 (100%)	18 (100%)	18 (100%)	203 (100%)

【職員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
勤続年数が一定以上ある場合	31 (18.2%)	4 (22.2%)	2 (11.1%)	37 (18.0%)
勤務成績が優れているなど 功労のある場合	75 (44.1%)	6 (33.3%)	8 (44.4%)	89 (43.2%)
複合又はそれ以外の事由	64 (37.6%)	8 (44.4%)	8 (44.4%)	80 (38.8%)
合計	170 (100%)	18 (100%)	18 (100%)	206 (100%)

グラフ Q10(3) 学校法人種別ごとの加算の方法（会員数の割合）

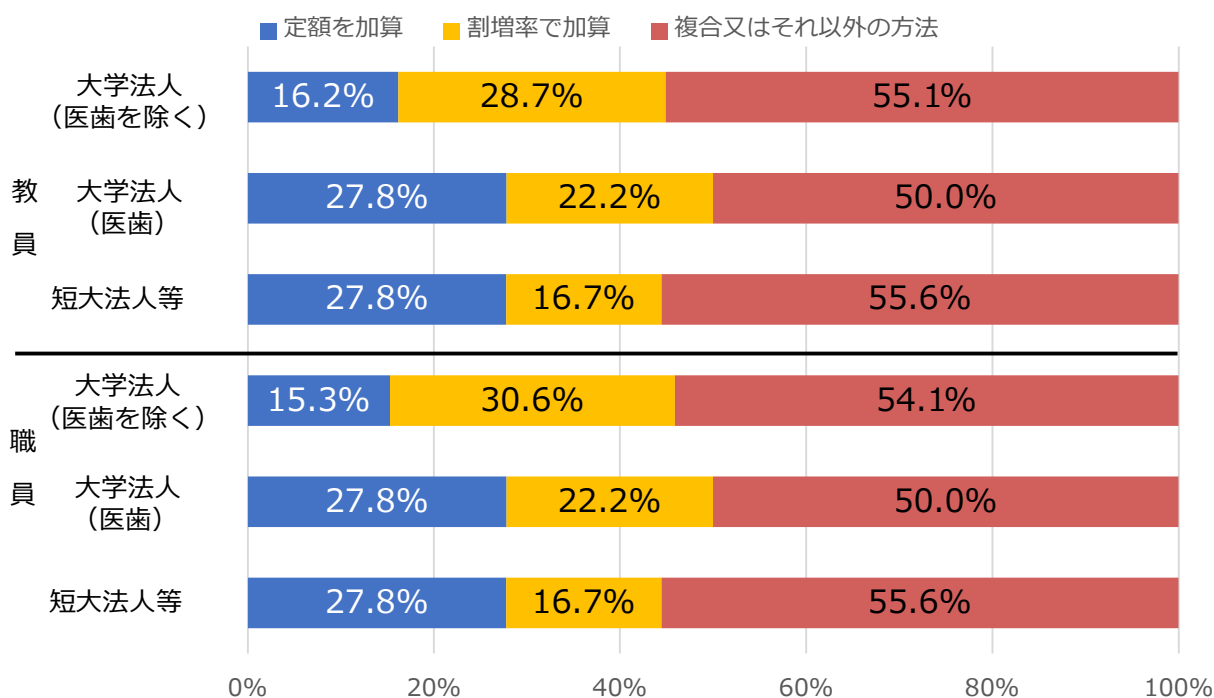


表 Q10(3) 加算の方法

【教員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
定額を加算する	27 (16.2%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	37 (18.2%)
増加率で加算する	48 (28.7%)	4 (22.2%)	3 (16.7%)	55 (27.1%)
複合又はそれ以外の方法	92 (55.1%)	9 (50.0%)	10 (55.6%)	111 (54.7%)
合計	167 (100%)	18 (100%)	18 (100%)	203 (100%)

【職員】

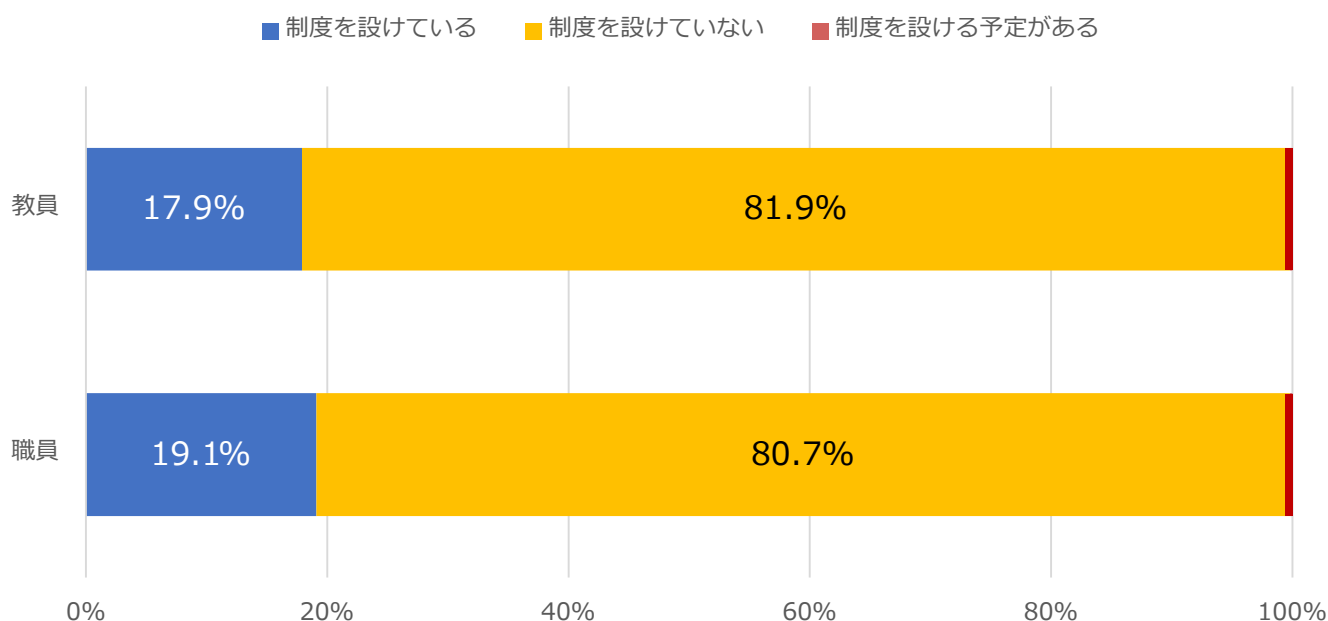
区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
定額を加算する	26 (15.3%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	36 (17.5%)
増加率で加算する	52 (30.6%)	4 (22.2%)	3 (16.7%)	59 (28.6%)
複合又はそれ以外の方法	92 (54.1%)	9 (50.0%)	10 (55.6%)	111 (53.9%)
合計	170 (100%)	18 (100%)	18 (100%)	206 (100%)

## Q11 選択定年制度

教職員が定年年齢に達する前に自身の意思で退職時期を選択できる制度とする、選択定年制度の導入状況等は、「制度を設けていない」とした会員が、教員では481会員（81.9%）、職員では474会員（80.7%）だった。一方で「制度を設けている」とした会員が、教員では105会員（17.9%）、職員では112会員（19.1%）だった。また、「制度を設ける予定がある」とした会員は、教職員ともに1会員（0.2%）だった。

「制度を設けている」「制度を設ける予定がある」とした会員のうち、制度適用時の退職金の割増しの有無について、「割増しがある」とした会員は、教員では97会員（91.5%）、職員では101会員（89.4%）だった。

グラフ Q11(1)-1 選択定年制度の導入状況（会員数の割合）



グラフ Q11(1)-2 学校法人種別ごとの選択定年制度の導入状況（会員数の割合）

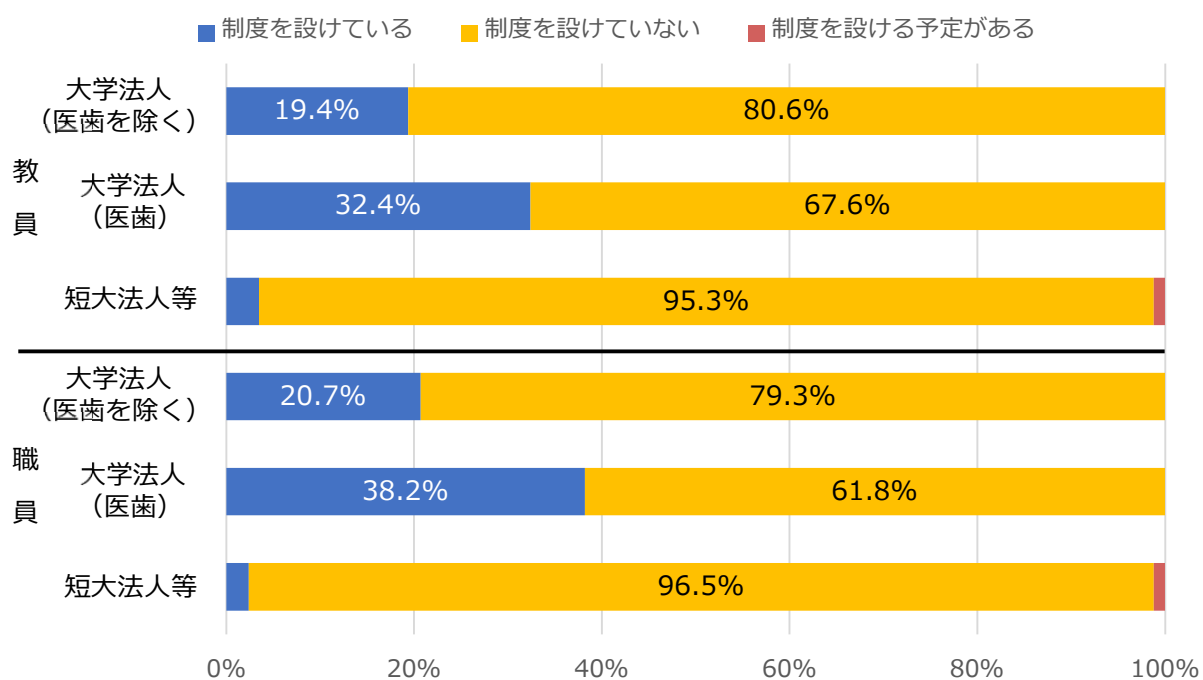


表 Q11(1) 選択定年制度の導入状況

【教員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
制度を設けている	91 (19.4%)	11 (32.4%)	3 (3.5%)	105 (17.9%)
制度を設けていない	377 (80.6%)	23 (67.6%)	81 (95.3%)	481 (81.9%)
制度を設ける予定がある	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.2%)	1 (0.2%)
合計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

【職員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
制度を設けている	97 (20.7%)	13 (38.2%)	2 (2.4%)	112 (19.1%)
制度を設けていない	371 (79.3%)	21 (61.8%)	82 (96.5%)	474 (80.7%)
制度を設ける予定がある	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.2%)	1 (0.2%)
合計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

グラフ Q11(2) 学校法人種別ごとの制度適用時の退職金の割増しの有無（会員数の割合）

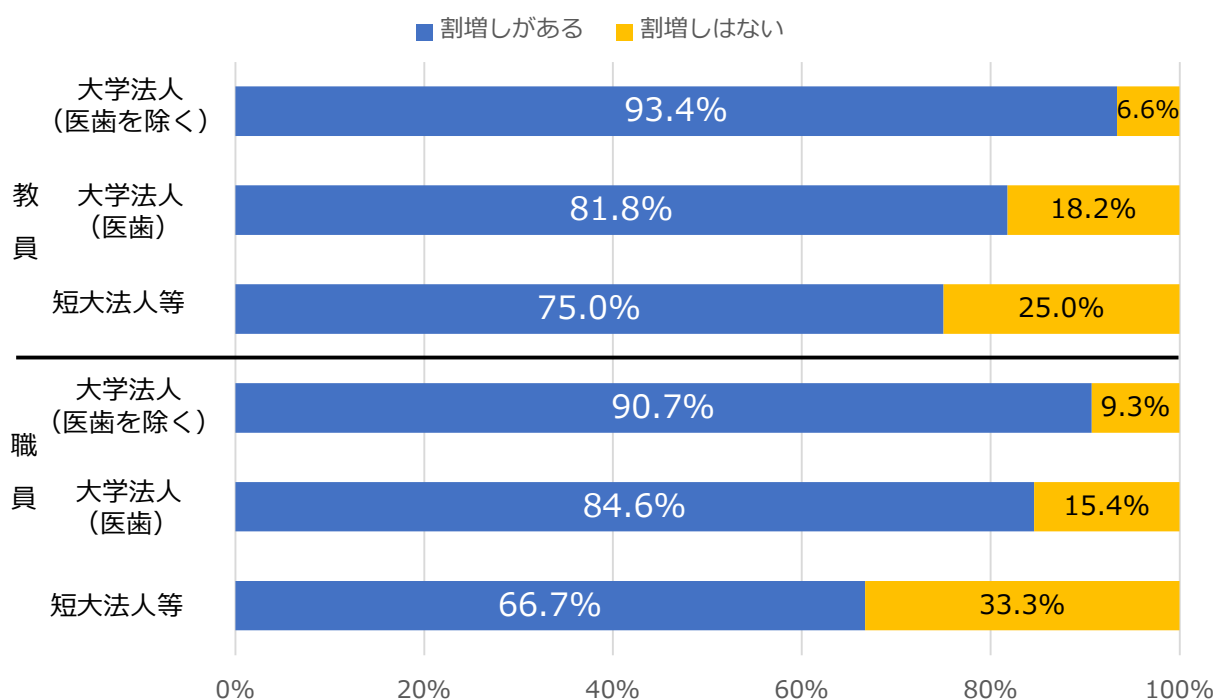


表 Q11(2) 制度適用時の退職金の割増しの有無

【教員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
割増しがある	85 (93.4%)	9 (81.8%)	3 (75.0%)	97 (91.5%)
割増しはない	6 (6.6%)	2 (18.2%)	1 (25.0%)	9 (8.5%)
合計	91 (100%)	11 (100%)	4 (100%)	106 (100%)

【職員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
割増しがある	88 (90.7%)	11 (84.6%)	2 (66.7%)	101 (89.4%)
割増しはない	9 (9.3%)	2 (15.4%)	1 (33.3%)	12 (10.6%)
合計	97 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	113 (100%)

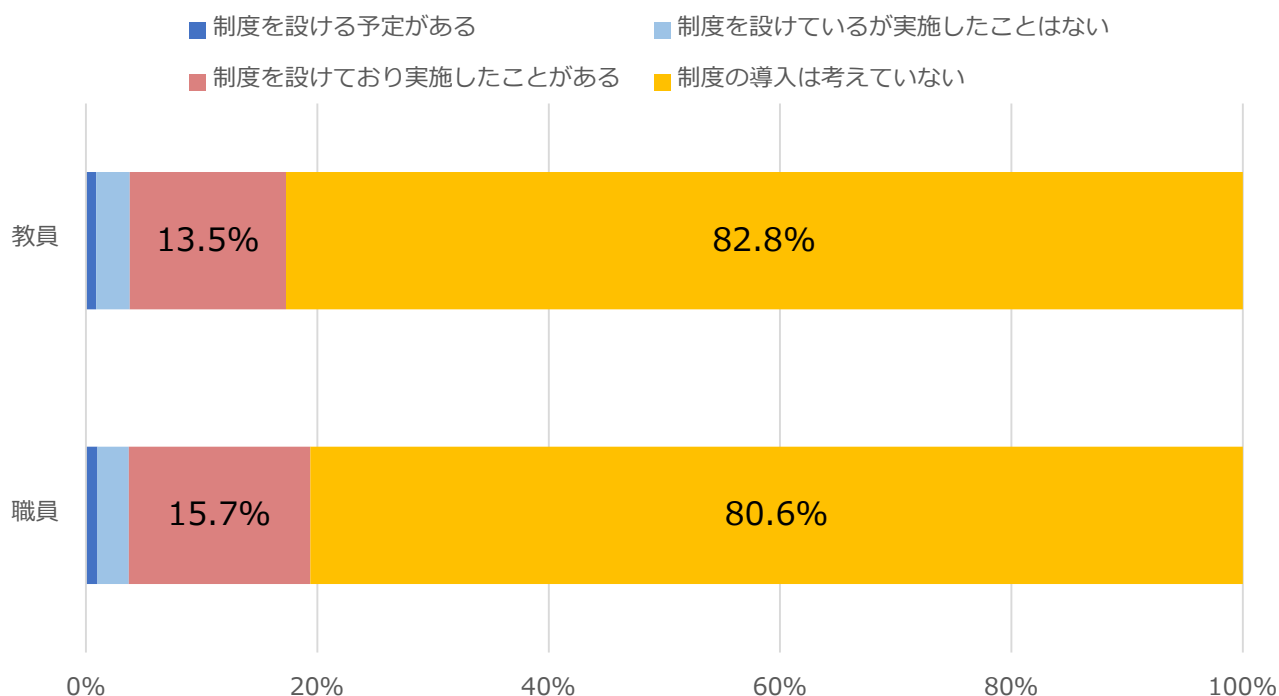
## Q12 早期退職優遇制度

学校法人が教職員に対し、通常の定年よりも早く自主的に退職することができ退職金を割り増して支給する早期退職優遇制度について、「制度の導入は考えていない」とした会員は、教員では486会員(82.8%)、職員では473会員(80.6%)であった。「制度を設けており実施したことがある」とした会員は、教員では79会員(13.5%)、職員では92会員(15.7%)であった。

実施の有無にかかわらず制度を設けているとした会員(教員96会員、職員108会員)のうち、制度の対象者を限定するとした会員は、教員では92会員(95.8%)、職員では104会員(96.3%)であった。限定方法は、「その他の理由」と回答した会員が最も多く教員では49会員(51.0%)、職員では55会員(50.9%)であった。内容は、「勤続年数と年齢の組み合わせ」との回答が多かった。

退職金の割増し方法は、「割増率を設ける」とした会員が教員では77会員(80.2%)、職員では82会員(75.9%)であった。「その他」の回答には、「理事会で個別に決定」「勤続年数を調整」「算定基礎額を調整」などがあつた。

グラフ Q12(1)-1 早期退職優遇制度の導入状況(会員数の割合)



グラフ Q12(1)-2 学校法人種別ごとの早期退職優遇制度の導入状況（会員数の割合）

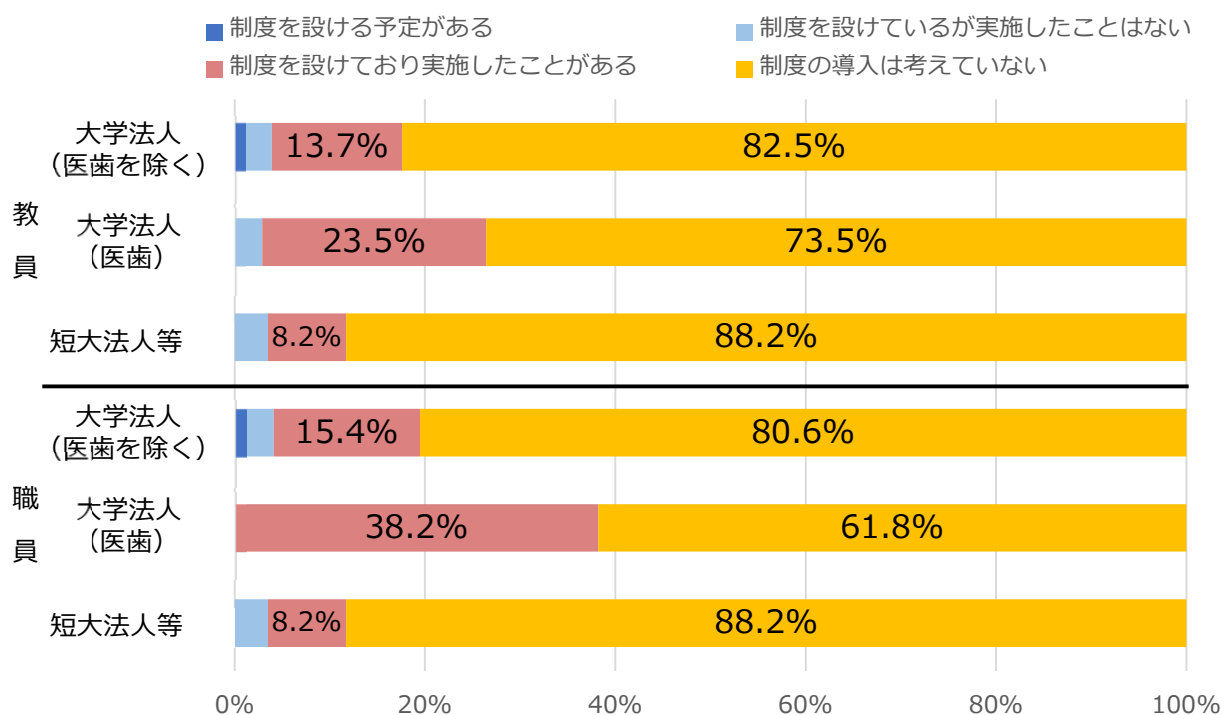


表 Q12(1) 早期退職優遇制度の導入状況

【教員】

区分	大学法人（医歯を除く）	大学法人（医歯）	短大法人等	合計
設ける予定がある	5 (1.1%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (0.9%)
設けているが実施したことはない	13 (2.8%)	1 (2.9%)	3 (3.5%)	17 (2.9%)
設けており実施したことがある	64 (13.7%)	8 (23.5%)	7 (8.2%)	79 (13.5%)
制度の導入は考えていない	386 (82.5%)	25 (73.5%)	75 (88.2%)	486 (82.8%)
合計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

【職員】

区分	大学法人（医歯を除く）	大学法人（医歯）	短大法人等	合計
設ける予定がある	6 (1.3%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (1.0%)
設けているが実施したことはない	13 (2.8%)	0 (0%)	3 (3.5%)	16 (2.7%)
設けており実施したことがある	72 (15.4%)	13 (38.2%)	7 (8.2%)	92 (15.7%)
制度の導入は考えていない	377 (80.6%)	21 (61.8%)	75 (88.2%)	473 (80.6%)
合計	468 (100%)	34 (100%)	85 (100%)	587 (100%)

グラフ Q12(2) 学校法人種別ごとの早期退職優遇制度の対象者の限定の有無（会員数の割合）

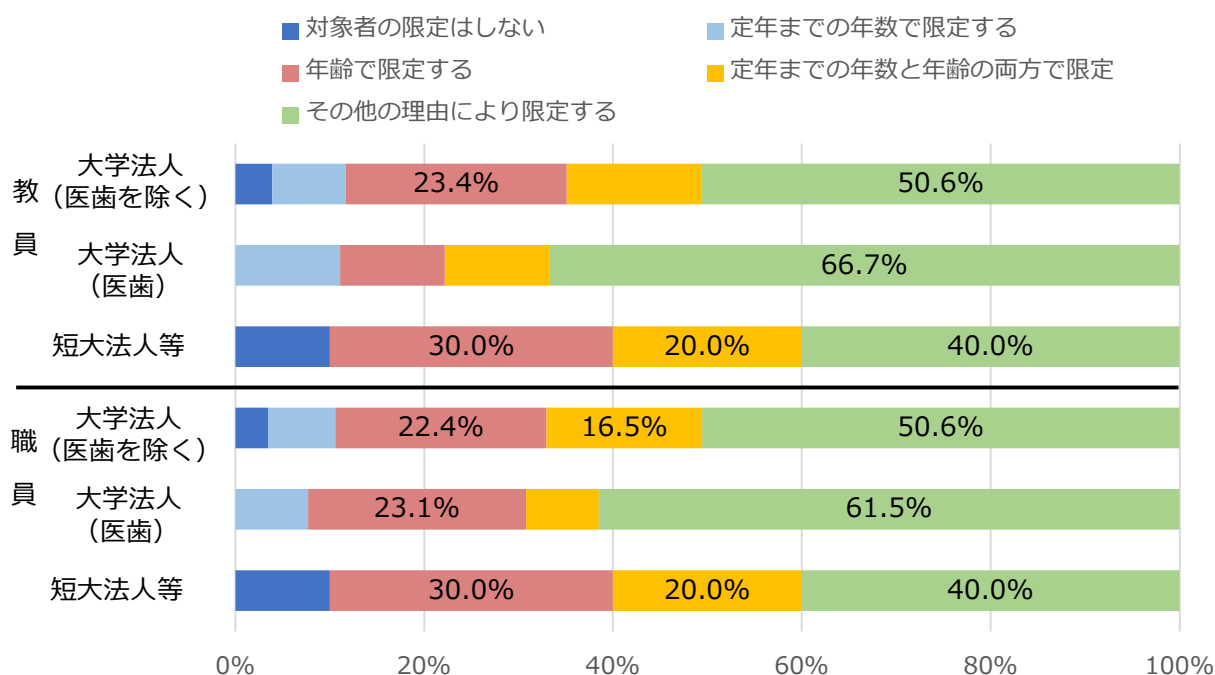


表 Q12(2) 早期退職優遇制度の対象者の限定の有無

【教員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
対象者の限定はしない	3 (3.9%)	0 (0%)	1 (10.0%)	4 (4.2%)
対象者を限定する	74 (96.1%)	9 (100%)	9 (90.0%)	92 (95.8%)
定年までの年数で限定する	6 (7.8%)	1 (11.1%)	0 (0%)	7 (7.3%)
年齢で限定する	18 (23.4%)	1 (11.1%)	3 (30.0%)	22 (22.9%)
定年までの年数、年齢の両方で限定する	11 (14.3%)	1 (11.1%)	2 (20.0%)	14 (14.6%)
その他	39 (50.6%)	6 (66.7%)	4 (40.0%)	49 (51.0%)
合計	77 (100%)	9 (100%)	10 (100%)	96 (100%)

【職員】

区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
対象者の限定はしない	3 (3.5%)	0 (0%)	1 (10.0%)	4 (3.7%)
対象者を限定する	82 (96.5%)	13 (100%)	9 (90.0%)	104 (96.3%)
定年までの年数で限定する	6 (7.1%)	1 (7.7%)	0 (0%)	7 (6.5%)
年齢で限定する	19 (22.4%)	3 (23.1%)	3 (30.0%)	25 (23.1%)
定年までの年数、年齢の両方で限定する	14 (16.5%)	1 (7.7%)	2 (20.0%)	17 (15.7%)
その他	43 (50.6%)	8 (61.5%)	4 (40.0%)	55 (50.9%)
合計	85 (100%)	13 (100%)	10 (100%)	108 (100%)

グラフ Q12(3) 学校法人種別ごとの退職金の割増し方法（会員数の割合）

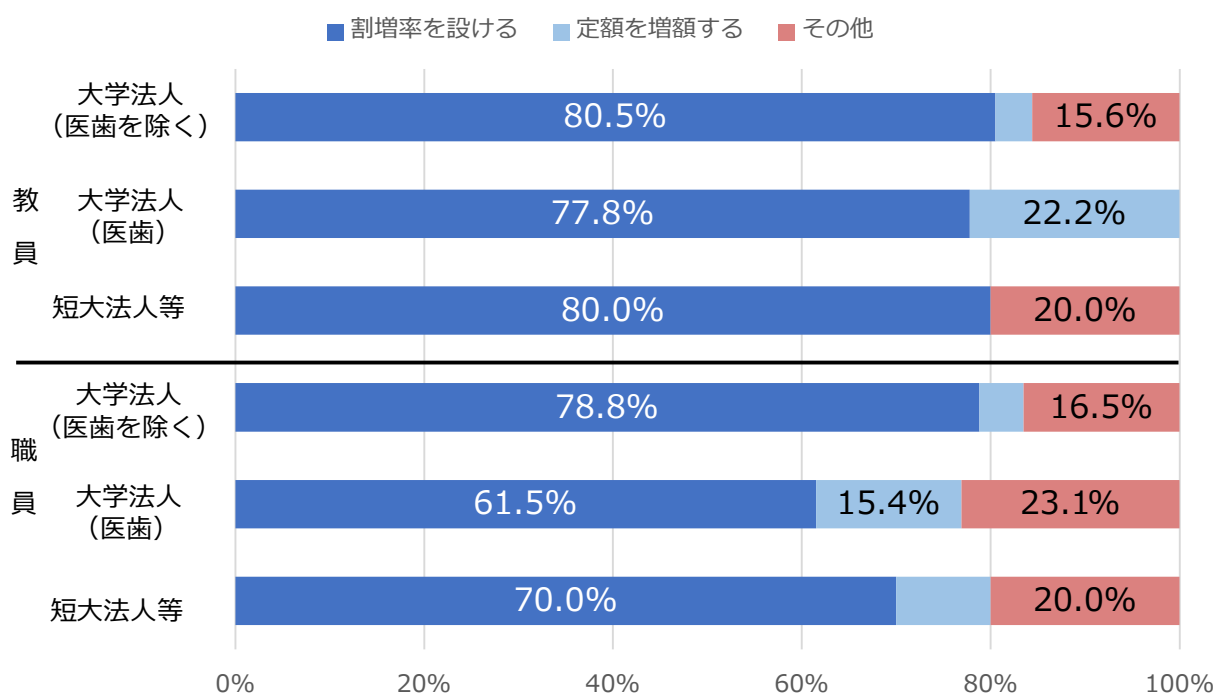


表 Q12(3) 退職金の割増し方法

【教員】

区分	大学法人 （医歯を除く）	大学法人 （医歯）	短大法人等	合計
割増率を設ける	62 (80.5%)	7 (77.8%)	8 (80.0%)	77 (80.2%)
定額を増加する	3 (3.9%)	2 (22.2%)	0 (0%)	5 (5.2%)
その他	12 (15.6%)	0 (0%)	2 (20.0%)	14 (14.6%)
合計	77 (100%)	9 (100%)	10 (100%)	96 (100%)

【職員】

区分	大学法人 （医歯を除く）	大学法人 （医歯）	短大法人等	合計
割増率を設ける	67 (78.8%)	8 (61.5%)	7 (70.0%)	82 (75.9%)
定額を増加する	4 (4.7%)	2 (15.4%)	1 (10.0%)	7 (6.5%)
その他	14 (16.5%)	3 (23.1%)	2 (20.0%)	19 (17.6%)
合計	85 (100%)	13 (100%)	10 (100%)	108 (100%)

### Q13 非正規教職員への退職金の支給状況

各学校法人の退職金支給規程等に基づき退職金の支給対象となる教職員（大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校又は法人本部に所属する者で、休職者を含む。高校以下に所属する者は除く。）のうち、非正規の教職員（Q1 で回答対象から除外した者）の人数は、5,189 人だった。

このうち、当財団に登録している教職員数は233 人だった。

表 Q13 非正規教職員への退職金の支給状況

(単位：人)

区 分		教 員	職 員	教職員合計
大学法人 (医歯を除く)	退職金支給対象者数	3,381	1,443	4,824
	財団登録者数	119	99	218
大学法人 (医歯)	退職金支給対象者数	0	107	107
	財団登録者数	0	0	0
短大法人等	退職金支給対象者数	204	54	258
	財団登録者数	4	11	15
合 計	退職金支給対象者数	3,585	1,604	5,189
	財団登録者数	123	110	233



( 参 考 )

令和 7(2025)年度 退職金等に関する実態調査票

## 令和 7(2025)年度 退職金等に関する実態調査票

全ての設問にご回答ください。

<調査の回答方法及び回答期限>

・事務担当者専用ページから、10月17日（金）までにご回答ください。

<調査票への記入方法>

- ・選択肢がある設問は、回答欄に番号を記入してください。
- ・ **記述** マークの部分は、回答内容を表の中にご記入ください。
- ・「その他」と回答した場合には、「その他記載欄」に内容をご記入ください。

### 維持会員基本事項（全ての項目に必ずご記入ください）

会 員 番 号							維持会員名	
回答記入者 所属部課名							回答記入者氏名	
入学定員数							名	

(注) 入学定員数について

- ・令和7年度における大学、大学院、専門職大学、専門職大学院、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校の内各入学定員数を合計した人数をご記入ください（収容定員数ではありません）。
- ・全学部、学科等が対象ですが、学生募集を停止した学部、学科等は除いてください。
- ・別科、通信教育課程、編入学定員は除いてください。

チェック欄	学校法人種別（該当するいずれかの項目のチェック欄にチェックをつけてください）
	1 大学、大学院大学、専門職大学を設置している（医学部、歯学部を <u>設置していない</u> ）
	2 大学、大学院大学、専門職大学を設置している（医学部、歯学部を <u>設置している</u> ）
	3 短期大学、専門職短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学、専門職大学を <u>設置していない</u> ）

(注) 大学、大学院大学、専門職大学を設置しており、併せて短期大学、専門職短期大学、高等専門学校のいずれかを設置している学校法人は、1又は2にチェックをつけてください。

— 調査は次のページから —

## 当財団への登録教職員について

- Q 1 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校及び法人本部に所属し、学校法人の退職金規程等に基づき退職金を支給する対象となる教員・職員（以下「教職員」という。）の人数（令和 7 年 5 月 1 日現在。高校以下を除き、休職者を含む。）と、そのうち当財団へ登録している人数を教職員別にお答えください。

(注)「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）の施行に伴い、非正規職員を退職金支給の対象とした場合、当該非正規職員は退職金を支給する対象となる教職員の人数から除外してください。

※ Q13 に関連する設問があります。

記 述		
区 分	退職金を支給する対象となる人数	左のうち、当財団へ登録している人数
教 員	人	人
職 員	人	人

## 退職給与引当金及び退職給与引当特定資産について

- Q 2 令和 6 年度の決算における学校法人全体の退職給与引当金と退職給与引当特定資産（引当特定預金等）の金額をお答えください。

なお、金額は貸借対照表に記載の金額をご記入ください。

記 述	
退職給与引当金	退職給与引当特定資産
円	円

## 定年制度について

- Q 3 教職員の定年年齢を教職員別にお答えください。  
定年年齢が複数設定されている場合には、適用者が最も多い年齢を記入してください。  
なお、定年制がない、又は定年制を適用する教職員がいない場合には、「0歳」と記入してください。

記 述	
区 分	定年年齢
教 員	歳
職 員	歳

Q4 定年退職後の継続雇用制度について、お答えください。

(1) 定年退職後の継続雇用制度を設けていますか。また、制度を設けている場合、令和7年5月1日現在、継続雇用制度を適用されている人数は何名ですか。教職員別にお答えください。

- ① 継続雇用制度を設けている（退職金支給あり）
- ② 継続雇用制度を設けている（退職金支給なし）
- ③ 継続雇用制度を設けていない
- ④ その他（その他記載欄にご記入ください）

区分	回答番号	継続雇用を適用されている人数	その他記載欄
教員		人	
職員		人	

⇒ ①の場合は(2)及び(3)へ、②の場合は(2)へ、それ以外はQ5へ進んでください。

(2) 継続雇用制度の種類は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 勤務延長制度（定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度）
- ② 再雇用制度（定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度）
- ③ 勤務延長制度と再雇用制度の併用（役職など、各制度の適用要件をご記入ください）

区分	回答番号	適用要件の記載欄
教員		勤務延長制度： 再雇用制度：
職員		勤務延長制度： 再雇用制度：

(3) 退職金の支給方法は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 採用から継続雇用期間の終了までの在職期間に対し、一定の支給率を適用する
- ② 「継続雇用期間に応じた支給率」を別途適用する
- ③ 「継続雇用期間に応じた定額の退職金」を別途適用する
- ④ 継続雇用期間に対し「役割や勤務成績等を勘案し、定額の退職金」を別途適用する
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区分	回答番号	その他記載欄
教員		
職員		

## 高齢者就業確保措置について（70歳までの就業機会の確保（努力義務））

Q5 高齢者就業確保措置\*の対応について、お答えください。

\*この設問における「高齢者就業確保措置」とは、令和3(2021)年4月1日に改正法が施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、事業主に対し70歳までの就業機会を確保する努力義務が課せられたものを指します。

(1) 令和3年の法律改正を受けて、70歳までの就業確保措置としての制度改正の実施又は検討状況を教職員別にご回答ください。

- ① 制度を改正した
- ② 検討中（検討予定）
- ③ 検討していない
- ④ 法律改正前より継続雇用制度で対応可、定年年齢を70歳としている等、制度改正が不要

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

⇒ ①及び④の場合は(2)へ、②の場合は(3)へ、③の場合はQ6へ進んでください。

(2) 高齢者就業確保措置の具体的な内容を教職員別にお答えください。

- ① 定年年齢の引上げ
- ② 継続雇用制度（勤務延長制度、再雇用制度）
- ③ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	そ の 他 記 載 欄
教 員		
職 員		

(3) 検討状況・内容（方向性も含む）について教職員別にお答えください。

- ① 定年年齢の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入や既存の継続雇用制度の改正により対応
- ③ その他
- ④ 現時点では方向性が決まっていない

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

## 退職金制度について

Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間を教職員別にお答えください。

- ① 6ヶ月以上                      ② 1年以上                      ③ 2年以上  
 ④ 3年以上                      ⑤ 4年以上                      ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q7 退職金の算定方法を教職員別にお答えください。

- ① 退職金算定基礎額×支給率  
 ② 退職金算定基礎額×支給率+特別功労金等<sup>(注1)</sup>  
 ③ 退職金算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等  
 ④ ポイント制<sup>(注2)</sup>  
 ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

(注1)「特別功労金等」とは、長年にわたる精勤や役職としての職務遂行などの功労に対して付与するもの。

(注2)「ポイント制」とは、業績・成果・貢献度・勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間ごとに付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に1点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金とする方法のこと。

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

⇒ ④の場合は Q10 へ進んでください。

Q8 退職金算定基礎額（当財団に届け出る俸給月額）を教職員別にお答えください。

- ① 退職時の俸給（本俸）  
 ② 本俸に調整係数を乗じて算定する（諸手当以外）  
 ③ 本俸に諸手当を加えて算定する  
 ④ 全在職期間又は在職期間のうち一定の期間の俸給等の平均  
 ⑤ 別テーブル方式による<sup>(注)</sup>  
 ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

(注)「別テーブル方式」とは、退職金算定のために賃金表とは別に算定基礎額表を設けているもので、算定基礎額を賃金とは別の体系またはテーブルにしているもの。

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q9 退職金の支給率は何を基準として定めていますか。教職員別にお答えください。

- ① 当財団の基準交付率を準用
- ② 当財団の従前交付率又は特例交付率を準用
- ③ 現在の国家公務員又は地方公務員の支給率を準用
- ④ 独自の支給率
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

### 退職金に加算する制度について

<今年度新規項目>

Q10 退職金に加算する制度についてお答えください。

(1) 特別功労金や評価に基づく加算など、退職金に加算する又は割増率を上げて支給する制度を設けていますか。教職員別にお答えください。

- ① 制度を設けている
- ② 制度を設けていない
- ③ 制度を設ける予定がある

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

⇒ ①及び③の場合は(2)及び(3)へ、②の場合はQ11へ進んでください。

(2) どのような事由で加算を行いますか。教職員別にお答えください。

- ① 勤続年数が一定以上ある場合に加算する
- ② 勤務成績が優れているなど、功労のある場合に加算する
- ③ ①と②の複合又はそれ以外の事由により加算する（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

(3) 加算の方法について、教職員別にお答えください。

- ① 定額を加算する
- ② 割増率で加算する
- ③ ①、②の複合又はそれ以外の方法による（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

### 選択定年制度について

<今年度新規項目>

Q11 選択定年制度\*について、お答えください。

\*この設問における「選択定年制度」とは、早期退職優遇制度とは異なるもので、教職員が定年年齢に達する前に自身の意思で退職時期を選択できる制度とします。

(1) 選択定年制度を設けていますか。教職員別にお答えください。

- ① 制度を設けている
- ② 制度を設けていない
- ③ 制度を設ける予定がある

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

⇒ ①及び③の場合は(2)へ、②の場合はQ12へ進んでください。

(2) 選択定年制度の適用を受けて退職した場合に退職金の割増しがありますか。教職員別にお答えください。

- ① 退職金の割増しがある
- ② 退職金の割増しはない

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

## 早期退職優遇制度について

<今年度新規項目>

Q12 早期退職優遇制度\*について、お答えください。

\*この設問における「早期退職優遇制度」とは、学校法人が教職員に対し、通常の定年よりも早く自主的に退職することができる制度を設け、退職金を割り増して支給するものとします。

(1) 早期退職優遇制度を設けていますか。教職員別にお答えください。

- ① 制度を設ける予定がある
- ② 制度を設けているが実施したことはない
- ③ 制度を設けており実施したことがある
- ④ 制度の導入は考えていない

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

⇒ ②及び③の場合は(2)及び(3)へ、①及び④の場合はQ13へ進んでください。

(2) 早期退職優遇制度を実施するにあたり、対象者を限定しますか。教職員別にお答えください。

- ① 対象者の限定はしない
- ② 定年までの年数で限定する(年数を記載欄にご記入ください)
- ③ 年齢で限定する(年齢を記載欄にご記入ください)
- ④ 定年までの年数、年齢の両方で限定する(年数と年齢を記載欄にご記入ください)
- ⑤ その他の理由により限定する(内容を記載欄にご記入ください)

記 述		
区 分	回答番号	記 載 欄
教 員		
職 員		

(3) 退職金の割増しはどのように行いますか。教職員別にお答えください。

- ① 割増率を設ける
- ② 定額を増額する
- ③ その他の方法で割り増す(その他記載欄にご記入ください)

区 分	回答番号	そ の 他 記 載 欄
教 員		
職 員		

## 非正規教職員への退職金支給の状況について

<今年度新規項目>

Q13 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校及び法人本部に所属し、学校法人の退職金規程等に基づき退職金を支給する対象となる教職員のうち、非正規の教職員（Q1で回答対象から除外した者）の人数と、そのうち当財団へ登録している人数を教職員別にお答えください。

記 述		
区 分	退職金を支給する対象となる人数（非正規）	左のうち、当財団へ登録している人数（非正規）
教 員	人	人
職 員	人	人

— 調査は以上です。ご協力ありがとうございました。 —

令和 7(2025)年度 退職金等に関する実態調査報告書

令和 8 (2026) 年 1 月 31 日

発 行：公益財団法人私立大学退職金財団

住 所：〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 10 階

TEL：03 - 3234 - 3361 (代表)

FAX：03 - 3234 - 3365

<https://www.shidai-tai.or.jp>

禁無断転載・転用